

平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	岩 井 敏 一	建 設 部 長	金 子 則 之
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	森 鉄 也
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	市 民 課 長	木 内 利 雄
健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子	す ぐ す ぐ 子 育 て 支 援 課 長	須 藤 金 悦
農 林 課 長	阿 部 誠 一	商 工 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
消 防 本 部 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成19年9月10日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、4番池田好隆君議員の一般質問を許します。4番池田好隆議員。

【4番(池田好隆君)登壇】

4番(池田好隆君) おはようございます。本県を縦断いたしました台風9号でありますけれども、雨被害、風被害、大変心配したわけでございますけれども、さしたる被害もなく、終わったということでございます。大変喜ばしいことだと考えております。

それでは、通告しております2点についてお伺いいたしたいと思います。

最初に、大きな1点でございます。企業誘致、それから産業振興等による雇用の拡大についてでございます。2つございます。

最初は、企業誘致の関係でございます。御承知のとおり、企業立地促進法の施行に伴いまして、にかほ地域も電子部品、デバイス産業集積ということで、国の地域指定を受けたわけでございます。そこで6つばかりお伺いいたします。

第1点は、これは関連ということになるんでしょうけれども、TDK-MCC、御承知のとおり、県の本荘工業団地に立地し、20年5月の操業を目指しているわけでございます。大きな計画が新聞紙上等をにぎわしているわけでございますが、今後、この計画の推進がにかほ市にどのような影響があるんだろうと、こういう点について、最初に所見をお伺いいたします。

2つ目でございます。通産省において、事業計画の承認、それに基づいて指定があったわけでございますが、そのうち、にかほ市に関する部分の基本計画、これの概要をお伺いいたします。新聞紙上によりますと、事業の中心に、にかほ市では人材育成と実践教育を挙げておりますけれども、その中身についてもお伺いをいたします。

3つ目でございます。地域指定には財政上のメリットがいろいろあるわけでございます。これも

紹介されておりますけれども、現在との違いといいますか、現在もいろいろ財政上のメリットがあるわけでございますけれども、大きな違いみたいなものについてお伺いいたします。

それから、4 つ目でございます。本市の受け入れ態勢の整備についてであります。用地の関係はどうかと、あるいは職員を含めた組織体制、こういったものはどうかと、この点についてお伺いいたします。

5 つ目でございます。県立大学との関係でございます。これにつきましても、議会でもいろいろお話が出た経緯もございますけれども、今回のこの指定の関係では、共同研究開発の推進、これに期待する云々と、こういうふうな文言も見られますけれども、現在、県立大学とはどういった連携がなされているのか、その実態をお伺いしたいと思います。

さらには、視点を変えて、卒業生、これは大変な人材であろうかと思っておりますけれども、卒業生の就職動向、県内、県外ぐらいでいいかと思っておりますけれども、その点につきましてもお伺いいたします。

それから、6 つ目でございます。今回、企業誘致による雇用の創出ということで、国の自治体に対する支援、それから立地される企業に対する支援、それぞれあるわけでございますけれども、さきの議会でもいろいろお話が出ましたけれども、既存の中小企業、これも大変頑張っておる業種がございます。設備投資、あるいは雇用の拡大、そういった業種も見受けられるわけでございます。それで、既存の中小企業に対する、何か今回を契機にして新たな支援策、こういったものは考えているのかどうか、この点についてお伺いいたします。

それから、2 つ目でございますけれども、産業振興等による雇用の創出についてお伺いいたします。

農林漁業、畜産、あるいは観光振興、市の計画におきましても、計画の推進、充実、こういう言葉はたくさん踊っておりますけれども、こういった第1次産業の振興に伴う雇用の拡大、こういった面についての考え方が少し不足しているのではないかというふうに私は見ております。陰には当然そういうことが隠れているんでしょうけれども、そんな感じを強く持ちます。

畜産の点で申し上げますけれども、さきの議会でもちょっとお話が出ました。雇用の問題では20人ぐらいの計画を持っておったようでございますが、なかなか市のほうとかみ合わないといいますが、事業内容の市に対する説明、その辺までいけないで、宙ぶらりんになっていると。これが現状でないかなというふうな感じがします。

さらに福祉分野についても申し上げます。市長の公約の中に、特別養護老人ホーム、これの50床を増設したいと、こういう計画があります。聞くところによりますと、ぜひこの地域で頑張りたい、こういうふうな方がおるやに聞いておりますけれども、これにつきましても、市当局はいろんな事情があるでしょうけれども、先送りというふうなお話も聞いております。

こういうふうに、全般的に見ますと、それぞれ事情はあるかとは思いますが、産業振興、そういったものは、経済的な面と後継者、あるいは雇用の創出、こういったものが非常に大きな要因があるわけでございます。そういった点からは、計画の中でもそうですけれども、雇用創出、こういった面について少し積極姿勢が欠けているのではないかと、こういうふうな感じがいたします。

その点についての基本的な考え方、産業福祉について特に詳細な説明を求めるものではありません。雇用創出と、そういう観点からひとつお伺いしたいということでございます。

そのうち、特に観光振興計画、これは大きな目標を掲げております。計画は順調に進展していると思えますけれども、現在どのような計画の推進になっているのか、これにつきましても状況をお伺いしたいと思います。

大きな2つ目でございます。子育て支援についてでございます。

これにつきましても、秋田県の状況でございますけれども、子育て税の議論が大変盛んでございます。経済支援、あるいはその効果、こういったものについていろいろ議論が盛んであります。

そこで、本市でもどういう状況になっているのかということのを少し考えてみたいということ、勉強いたしましたけれども、まだ勉強不足の点がたくさんあります。素朴な点について、とりあえずお伺いしたいと思います。本市でも、こういった少子化に対する取り組み、これをさらに強力に推進するために、夢ある子育ての支援ということで、にかほ市の地域福祉計画、これを策定したわけでございます。そこで、これに基づいてお伺いいたします。

第1点は、この計画ができた段階で2月15日の広報で概要を知らせております。私もこの地域福祉計画、少し関係のある部分を見てみましたけれども、すばらしい計画だなと。このとおり推進できれば非常にいい福祉のまちができるのではないかなというふうに見たわけですが、内容が非常に豊富といたしますか、多岐にわたるわけでございます。広報で1回その概要を知らせてただけでは、とても市民も理解できないでしょうし、関係者、これもなかなか理解できないのではないかと。ですから、その後の例えば周知といたしますか、その辺あたりはどのようなふうに行われているのかと、その点について最初にお伺いいたします。

それから、2つ目でございます。子育て支援の中に6項目の政策を述べております。地域問題から、最終的には要保護児童、これまでの6項目についての政策を述べております。そのうち、2つについてお伺いいたします。

最初は、地域における子育て支援でございます。この中に、「社会全体で子育てを支援する」これは当然大切なことでありますけれども、これの大切さ、あるいは家庭や地域の子育て機能の低下、こういったことを福祉計画の中でも述べておられます。これは、具体的に市としてどういう認識なのかということをお伺いいたします。

それから、市として、いろんな費用軽減、あるいは助成、こういったものを子育ての関係で行っているわけでございますけれども、総じて、予算上の子育てに関する支援総額、これはどのぐらいになっているのかということと、未就学児1人当たりの額、これはどのぐらいになっているのかと、これをお伺いいたします。

それから、こういった支援総額、あるいは未就学児1人当たりの額、こういったものは類似の団体と比べてどうなのか、手厚いのか、あるいは少し足りないのか、その辺についてお伺いいたします。

それから、2つ目、職業生活と家庭生活の両立の関係でございます。「子育てしやすい職場づくりについて企業側に啓発活動を行う」こういうふうにあります。これは非常に大切なことだと私は

考えますけれども、これについては十分なされておると考えるのかどうかと。

また、育児休業、これについても特に、本市の中小企業、これはいろいろ問題もあるかと思えますけれども、育児休業の実態、これをどうとらえているのかと、こういった点について最初にお伺いをいたします。

よろしくお願いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、池田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本荘工業団地におけるTDK-MCCの新工場建設についてでございます。これまでに、TDK本体では研究開発部門などを専門に担い、製造部門についてはMCCを初めとするサテライト工場が担うというような方針が打ち出されているわけでございます。こうした中で、新工場も、現在にかほ市にある研究開発機能やサテライト工場も持っている生産施設の移転、これは本荘の工業団地に新たな工場をつくることによって、基本的には、今、にかほ市にあるものを向こうのほうに移転をするという考え方は持っていないというふうなお話を伺っております。

しかしながら、管内の事業所においては、これまで経験したことのない規模の工場建設であることから、新工場からの大量受注等への対応、新たな基盤整備の必要性、または新工場における大量裁量が既存事業所の労働力確保へ及ぼす影響など、さまざまな懸念する声も聞かれているのが現状でございます。

にかほ市としては、新工場建設に伴う管内製造業の受発注が活性化する反面、負の部分もしっかりと見きわめながら対処し、これまでの企業集積が空洞化しないよう、既存企業が事業展開しやすい環境を支援していくことがにかほ市として必要であると、そのように考えているところでございます。

企業立地促進法については、さきの議員の御質問にも少しお答えしておりますが、地方における企業の集積と産業の活性化による格差是正を目指した国の新たな取り組みでございます。そして、地域の特性と強みを生かし、企業立地を促進しながら、地域経済の活性化を実現しようとするものでございます。このたび、にかほ市は、秋田市、由利本荘市、横手市、湯沢市、大仙市、羽後町の7市町を集積区域とする秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に参画し、本法の事業対象地域となっているところでございます。同協議会における基本計画の策定においては、にかほ市では、企業誘致を推進する専門家の配置と企業の新規操業のための人材育成について要望しておりますが、具体的な事業実施は、同協議会の承認と国の事業採択をまつこととなります。

そこで、御質問の人材育成という事業区分については、企業誘致の専門家の配置が該当します。また、実践教育の区分については、企業の操業時における人材育成が該当することとなります。

次に、地域指定を受けたことによる財政上のメリットでございますが、本法による優遇措置は、減免した固定資産税の減収補てんや企業における特別償却制度のほか、活性化協議会が事業の実施主体となり、事業を行う人材育成等に対する国の補助事業があります。本市の財政上のメリットとしては、固定資産税の減免に対する減収補てんが挙げられます。これは、これまでも、農村地域工

業等導入促進法等による減収補てんの制度がありましたが、本法においては、新增設にかかわる投資額が製造業で5億円以上と、規模の大きな企業立地を対象としたものとなっております。また、対象となる区域は、特定公園等を除いた集積エリア全域となっております。

次に、企業立地促進法に係る取り組みでございますが、これは、先ほど少し触れましたが、活性化協議会における実施計画策定など、事業内容の具体性を持つことが必要でございます。企業立地を促進するための受け皿となる用地の確保については、既存遊休地の有効活用を検討しながら、新たな用地造成も視野に入れた取り組みを検討しております。これらを推進する職員の配置や組織等については、具体的な段階に入った時点で、状況を見ながら対応してまいります。

次に、県立大学との連携でございますが、産学協同による技術連携や製品の共同開発等により、管内製造業が競争力のある企業として成長するための大きな役割を担うものと期待をしております。大学側も研究事例や提携結果について発表会を行うなど、地域産業との連携を真剣に模索しており、にかほ市工業振興会との連携を希望しているところでございます。

また、にかほ市の事業所においては、一部において、大学との提携により、成果を上げている企業もありますが、今後、管内事業所との産学連携が活発かつ円滑に行われるためには、各種交流機会を設けるなど、まだまだ行政の仲介が必要ではないかと、このように考えているところでございます。

次に、県立大学本荘キャンパスの就職動向でございます。18年度卒業生で見ますと、県内企業への就職が20名、全体では149名の就職希望者がおりますが、県内ではその13%となっております。また、県外企業は149名から差し引きますと129名で、87%の状況でございますが、就職の内定率は開学以来ほぼ100%維持されております。管内企業における採用も行われておりますので、今後、大学との連携の核になるものと期待をしているところでございます。

県内と県外企業の就職動向でございますけれども、平成14年度の第1期卒業生における県内就職率は23%、15年度が25%、16年度が16%、17年度が13%、18年度が13%という状況でございます。残念ながら、県外求人好調に押されて、県内企業への就職者が減少している状況でございます。

次に、地元企業への支援策でございますが、企業立地促進法は工場や生産設備の新設及び増設を対象として、行政や企業に対して各優遇措置を講ずる内容となっております。既存の企業に対する支援策としては、工場や生産設備の新増設により新たに取得した建物や機械等に対する特別償却制度のほか、新事業創設のための人材育成や、新分野新設などを図る技術開発など、企業が行うソフト事業に対して助成制度がございます。いずれも、本市及び各市における具体的な事業取り組みについては地域産業活性化協議会において事業内容が調整された後、国の採択を得てから事業の実施となります。したがって、同協議会に対しては、県下屈指の企業集積が進んだ当地域の優位性を十分認識していただきながら、効果的な事業実施を希望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業振興等による雇用の創出でございます。各産業の振興につきましては、議会から予算の承認をいただきながら、各種の施策や事業を展開しているところでございます。各産業、それぞ

れ活性化し、発展し続けることにより、その相乗効果として、新しい職場や職業が創出され、雇用の場が生まれるものと考えております。雇用の創出のための施策は、各産業それぞれの振興を図ることが重要でございますが、施策の実施などが即雇用の創出などの成果につなげていくことは大変難しい状況であります。今後とも各産業の振興策を市の最重要課題として取り組み、雇用の場の確保も含めて、市民の皆さんと協力しながら努力を重ねてまいりたいと思います。

最初に、農林、漁業についてであります。市の農業は、これまで稲作偏重型の農業構造でありましたが、担い手農家を中心に、花卉や野菜などの戦略作物等の換金性の高い労働集約型農業への複合化が期待されているところでございます。このような状況を背景に、仁賀保地区の女性農業グループでは、農家が必要なときに雇用労働力を投入できるための雇用システムを確立しております。地域内に約30人のパート労働希望者を登録し、労働力の必要なピーク時に合わせて20戸弱の農家がこのシステムを活用して、作付拡大を図っております。

一方、市内においては、25の集落営農組織が発足しておりますが、水稻や大豆に頼ることなく、戦略野菜や花卉などを組み合わせた複合化による所得確保を目指し、賃金制度の導入や雇用労働力の積極的な活用による営農体系を模索しております。こうした組織が、農業による雇用創出ができるように、経営体の強化に努めていただきたいと思います。行政もそうした組織と話し合いを通して、できるだけ支援策を講じてまいりたいと考えております。

林業においては、雇用を拡大することは大変難しい環境にありますが、引き続き、民有林の保育に要する経費に対してかさ上げ助成をしながら、人工林の適正管理を推進し、そして、観光と組み合わせた資源としての活用ができないのか、こうしたこともこれから検討を進めてまいりたいと思います。

次に、漁業であります。漁業では、県の支援をいただきながら、各種ハード・ソフト事業を展開しておりますが、根つけ漁業などが盛んでありますので、意欲ある漁業者が観光産業と連携を図ることができれば、雇用の場の新たな創出などに結びつくものと考えております。

また、金浦漁港が海水交換型になっていることから、畜養・養殖育成水面としての活用計画を持っておりますので、稚魚の育成に関する雇用や、活魚の安定供給のための輸送機関の構築に伴う雇用の創出などが期待されております。今後、こうしたことも関係者を交えて検討してまいりたいと思います。

次に、畜産でございます。秋田しんせい農協が秋田由利牛地域団体商標登録を取得しておりますが、商標登録を取得したものの、秋田由利牛の生産は少なく、肥育牛の増頭が緊急的な課題となっております。市には、繁殖を複合経営とする農家は52戸おりますが、肥育農家はいないのが現状でございます。今後はJA秋田しんせい和牛改良部会を核として、繁殖、肥育の一貫経営を推進することが当面の課題ではないかと、そのように考えているところでございます。

ただ、観光面においては、土田牧場さんも大変頑張っておりますので、行政としてもさらなるPR支援をしながら、誘客拡大につなげて、新たな雇用の創出に結びつけたいものだと考えているところでございます。

そこで、先ほど畜産のお話がありましたが、決して私は畜産振興を否定するものではありません。

今回の計画の中では、場所が上水道水源の上流部に位置するというので、私は積極的に進めていないのが現状でございます。

次に、観光であります。観光による雇用の拡大は、まずは交流人口を拡大しながら、地域経済への波及効果を与えていくことが最も大切であります。そのためには、これまでの活動に加え、各種イベントなどを含めて、魅力ある観光地としての新たな商品開発も必要であります。そして、これまで以上に訪れる観光客に対して、市民挙げておもてなしの心を実践していかなければなりません。そのためにも、案内標識などの充実も必要であります。今後とも観光協会を初め、各種団体と連携しながら、交流人口を拡大するための各種施策を展開し、観光立市に向けて努力を重ねてまいりたいと思います。

また、商品開発に当たっては、体験型の商品の人気の高いことから、市民の意欲を引き出しながら、にかほ市の魅力ある資源を積極的に活用した商品開発を進めるために活動してまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉分野での雇用創出であります。市内の老人福祉関係では、介護老人福祉施設 — 特養でございますが、3カ所、老人保健施設1カ所、通所介護施設 — デイサービスですが、7カ所、短期入所生活介護事業所、ショートステイ3カ所、認知症対応型共同生活介護施設 — グループホーム4カ所、居宅介護支援事業所8カ所のほか、訪問介護、訪問入浴介護、通所リハビリ等を実施している福祉関連事業所がございます。

また、児童福祉関係では、保育園が10カ所、身体障害者関係では、身体障害者施設と知的障害者施設がそれぞれ1カ所ずつあります。これらの施設では、ヘルパーや寮母、保育士、あるいは生活指導員として介護等に従事する方を採用しているので、福祉分野での雇用の創出に大きく貢献をいただいているところでございます。

厚生労働省では、要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅や地域での生活が継続できるように、その地域での生活を24時間体制で支えていくための地域密着型サービスを推進しておりますので、今後とも福祉分野での雇用の創出は図られていくものと考えております。

そこで、先ほどもありましたが、特養施設についてのお話でございます。私も、この施設については、必要な段階では整備していかなければならない施設だと考えております。ただ、現状を分析してみますと、具体的な数字は長くなりますので言いませんけれども、今、緊急を要して入居しなければならない状態の方が20名でございます。20名。そうした中で、大変不幸な話ではございませんけれども、大体年間50人から60人の方がこの3つの施設で入れかえがあります。これは、残念ながら、亡くなる方々がほとんどでございますけれども、入れかえがございます。そうしたことの状況を踏まえて、必要な場合は、これをやりましょうということであって、先延ばしという考え方ではありません。例えば、今つくっても、先ほど申し上げましたように、20人では経営が成り立ちませんので、事業所の経営が成り立ちませんので、当然どこからか連れてくることになります。そういう形での、段階での整備でよいのかということになりますと、私は、いま一步踏み切れないという状況でございます。

そういうことで、来年には、広域市町村圏の介護関係に係る見直しが行われますので、その中で

対応してまいりたいと思いますし、国が示しておる要介護度2以上の方が占めるベッド数、割合からすると、37%という形のを国が示しておりますが、今、にかほ市では約39%で、その率を超えているわけです。ですから、そういうことも見据えながら、今後の施設整備について検討してまいりたいし、具体化してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、御質問の項目ごとにお答えをしてまいりましたが、いずれにしても、各産業の雇用する側の事業発展と振興、そして、各産業の相乗効果なくしては、雇用の創出はなかなかできないものと考えております。今後とも雇用の促進も含めた各産業の振興に一層の努力を重ねてまいりたいと思います。

このことも、先ほどお話がありましたように、雇用創出に積極的な姿勢が見えないというお話でございました。私もできることからということで、議会に予算をお願いしながら、各種の施策を行っているところでございます。

池田議員も長年、旧町の職員として観光振興や工業、あるいは商業の振興に責任的な立場に携わった方ですので、その点については御理解をいただけるものではないかなと、このように思っております。例えば、具体的な行動が見えないというお話でございますが、全体的な形として、私は、去年から各地元企業、TDKを主体とした地元企業、企業訪問をさせていただいております。その際には、何とか雇用の拡大につなげていただきたい、頑張ってください、そして、あるいは行政に対する何か要望がないかということをお聞きしながら、できるものから企業に対しては支援を行っているところでございます。

また、今回、TDK-MCC、県の工業団地に新たな工場が建設されますが、このことは、私にとっても非常に残念でございますけれども、これはTDKの企業戦略でございますので、私としてもどうすることもできませんけれども、しかし、確実に、にかほ市での雇用の拡大にはつながっていくとは私は思います。

また、工場の建設計画の際には、現在にかほ市で進めている社員寮の建設、これも本荘の工業団地に進めるという話もあったわけです。私も、何とかこれについては、にかほ市に建設してほしいと、TDKの首脳部にお願いを重ねながら、今実現をしたところでございます。こうしたことは、来年の春には120の方が新しい生活をこの寮で始めますけれども、この場合、管理人とか、その他の雇用も、若干ではありますが、生まれてくるはずでございます。

それから、市政報告でも申し上げましたが、ノースアジア大学と観光に関する協定を結びました。そこで、今、ノースアジア大学とにかほ市、それから近畿地区の大手の観光の交通会社ですか、これとの商品開発の話も具体的な形で今進めております。また、J Bの東日本国内商品事業部でも、何とか、このにかほ市のすぐれた資源を活用して商品開発をしたいということで、この前、観光協会を初め、商工会からも集まっておりました。そうした形の中で、できることから、今、行動は起こしているつもりでございます。また、交流人口の拡大につなげたいということで、御承知のように横浜FCの招致もやりました。

そういうことで、そのほかにもいろいろありますが、私としては、市民の皆さんの負託にこたえるまちづくりを進めるために、積極的に行動してきたつもりでありますので、議員がどのような視

点で評価されているかわかりませんが、私としては、何か非常に残念だなというふうに思っているところでございます。

次に、観光振興計画についてでございます。観光アクションプランの策定については、先ほど申し上げたことを踏まえて、近隣各県のデータ、あるいは成功事例などを集積、分析しておりますが、今後、素案づくりと並行しながら、できるだけ早い時期に策定委員会を開催したいと考えております。委員には、公募のほかに、県の観光振興に携わる職員やノースアジア大学の先生、あるいは農家や部下の皆さんからも何とか参画していただきたいと、参画していただきながらアクションプランを策定し、今後の市の予算などに反映して、行動をしてまいりたいと思っております。

次に、子育て支援についてでございます。

初めに、地域福祉計画策定の状況についてであります。次世代育成支援行動計画は、にかほ市の次代を担う子供たちを健やかに育てるために支援するための対策を明らかにしたもので、その内容は、現状と課題と整理し、課題に対する解決策を定めたものでございます。17年度には、3町で策定した計画がございましたが、これはこの計画をもとにしながら、今回、にかほ市の計画として見直しをしたものでありまして、計画期間は21年度までの5ヵ年です。さらに、後期計画として22年度から5ヵ年計画を21年度中に策定する予定となっております。策定に当たりましては、3町で行ったアンケート調査結果、さらに、公募による福祉計画策定委員、子育て中の保護者、保健師、保育士、主任児童委員などの意見を参考にいたしました。

この計画のPRと市民への周知についてでございますが、2月15日発行の広報記事は、計画の素案についてパブリックコメントをいただくために、概要のみ掲載したものであります。そのため、具体的な施策目標は、この段階では周知されておりません。その後3月には計画書が完成し、子育てに関する活動を行う団体などには計画書を配布し、また、市役所の各庁舎や公共施設内に備えつけ、市民がいつでも閲覧できるようにしたほか、市のホームページにも全文を公開しているところでございます。また、市座談会や各種会合におきましても、機会があるたびに子育ての支援施策につきましてPRと周知に努めているところでございます。

次に、政策についてであります。従来、子育ては家族が主なる担い手であったわけでございます。親族や隣近所の助けをかりながら、家庭中心でありましたが、最近は、子供を取り巻く環境が大きく変化しております。かつては大家族や地域共同体に支えられていた子育てが、社会的な支援を必要とするようになってまいりました。少子・高齢化や、核家族化の進行、共稼ぎ家庭の一般化、一人親家庭の増加、それに、地域における人間関係の希薄化が心配されているところであります。このようなことが家庭や地域における子育て機能の低下の主な要因であり、子育て中の親の育児に対する不安、あるいは子育てに対する負担感の増大につながっているものと考えております。

市の子育て支援に関するアンケート調査の中でも、2割の保護者が自分や子供が病気になったとき、かわりに面倒を見てくれる人がいないとの心配を訴えております。従来、大家族や地域共同体に支えられていた子育ての機能が低下してきた分、保育所、幼稚園の延長保育、一時保育、休日保育の保育サービス、学童保育クラブ、地域子育て支援センター、子育て支援のネットワークなどの事業実施により支援をしているところでございます。

支援額の総額についてであります。次世代育成行動計画に記載した項目で試算したもので、保育料の軽減です。保育料全体ではありません。保育料の軽減、あるいはすこやか子育て支援事業、一人親、二人入所、施策提言などで、国の徴収基準額と比較いたしますと、約1億7,460万円ほど軽減を図っております。その他1歳になるまで支給している乳児養育支援金、18年度では1,556万、子だから祝い金が419万、医療費の無料化 — 乳幼児医療でございますけれども、無料化が約6,100万でございます。その部分に限りまいりますと、その総額は2億5,530万ほどになっているところでございます。平成19年3月31日現在の未就学児童1,320人で計算いたしますと、1人当たり19万3,000円ほどになります。他の自治体との比較については担当部長がお答えいたします。

次に、子育てしやすい職場づくりであります。次世代育成支援対策推進法におきましては、従業員の仕事と家庭の両立、また、子育てしやすい職場環境づくりを目指しまして、企業などの事業所においても行動計画策定を求めています。この計画は、301人以上の事業所は義務化、300人以下の事業所は努力義務とされております。

各事業所の具体的な目標を見ますと、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、有給休暇の取得促進、時間外労働、深夜業務の制限などを挙げて取り組んでいるところでございます。300人以下の事業所には自主的な取り組みが期待されているところでございますが、必要性は認識しているものの、策定率は低いものとなっております。この行動計画の指導機関は秋田労働局であり、説明会の開催や、コンサルタントの派遣による職場訪問を行い、事業主に働きかけをしております。秋田県においても、育児休業を促進するための研修会への講師の派遣、財団法人による各種助成金の交付を行っているところでございます。

市の役割としては、これらのことを広報等で周知を図っていくことだと思います。しかしながら、これに限らず、毎年企業訪問を行っておりますので、その際にも、行動計画の実施についてお願いをしてまいりたいと思います。

育児休業の取得率であります。秋田県労働条件等実態調査によりますと、平成18年度は女性が81.3%、全国平均では88.5%、男性が1.2%、全国では0.57%となっているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、市の子育てに対する支援額についてお答え申し上げます。他の自治体との比較についてでありますけれども、さきに市長答弁にありましたように、同じような考え方で、平成18年度決算ベースで人口規模の比較的同じ秋田県内の自治体と比較いたしますと、北秋田市が19万7,000円、仙北市が11万6,000円、鹿角市が10万6,000円です。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 時間が大分なくなりましたが、再質問をさせていただきます。

最初に、企業誘致の関係について2つばかり御質問いたします。

第1点は、地域産業活性化協議会、こういったものをつくって企業の誘致に取り組むということでございます。これは、秋田県、あるいは本荘由利・にかほ地域、この地域の企業誘致に取り組む

積極姿勢、こういったものを宣伝するといいますが、宣言する、こういった効果は非常に大きいと思います。そういった点はよく理解できるわけですが、協議会の中で具体のものがいろいろ進んでいった場合、構成自治体がたくさんあります。どうしても自分のほうに企業誘致をしたいと、こういう気持ちが自治体に強く働くのは当然なわけですが、その辺で、協議会の中での綱引きといいますが、そういうふうなものが出てこないのかなと。非常に総花的にはいいんですが、企業誘致というのはなかなかそう簡単にいかない、そういうふうな内容のものでございます。

ですから、そういった不安は将来においてないのかと。むしろ私は、そういった不安が将来はあるだろうと。ですから、やっぱり自治体としてきちっとした考え方を持って、この問題に取り組むと、協議会、協議会だけでは、形はいいですけども、なかなかうまくいかないのではないかと、そういうふうな気持ちを強く持っておりますが、そういった協議会に対する懸念といいますが、そういうふうなことはないのかどうか、綱引きみたいなことはないのかどうか、その点について市長の所見をお伺いいたします。

それから、産業振興についての市長の決意を十分にお伺いいたしました。これは私の考え方でございますけれども、雇用拡大、今回2つ質問しました。1つは製造業の関係、もう1点は産業振興の関係、この2点質問したわけですが、企業による雇用拡大、企業の場合は、どうしても自治体と企業だけでとらえていけない他の要素といいますが、こういったものが当然入り込んでくるわけでございます。なかなか首長が自治体として入り込めないと、こういうふうな状況がたくさんあるわけでございます。それに比べまして、産業振興による雇用の拡大、こういったものは長い目で見ますと、私流に言いますと、自前の雇用といいますが、つまり関係者と自治体だけといいますが、そういう形で取り組んでいけると。ですから、長い目で見ると、私は、これは非常に大きな雇用の拡大でないかと、こういうふうな感じを持つわけですが、そういった考え方でいいのかどうかと。この2点について市長の見解をお伺いしたいと思っております。

それから、子育ての関係ですが、これは、答弁は部長でも結構でございます。子育ての関係で、出生数ですか、これをちょっと調べてみました。平成10年270人生まれております。平成17年ですか、これは205名、6~7年の間に65名ほど減少しております。平成17年に205名、こういった状況でございます。少子化の進行は非常に速いわけでございます。勢い、子育て支援、こういったものがたくさん出てくると思うわけですが、こういった状況を見た場合、今、経済支援のお話をお聞きしたわけですが、子育てについてはいろんな見解がたくさんあちこちで述べられておりますけれども、経済支援だけではやっぱり私は難しいのではないかと。この効果を得るのは難しいのではないかと、そういう感じがします。ですから、経済支援、ある面では雇用、それから企業対策、こういったものを総合的に進めていかないと、なかなか少子化の解消、こういうものにつながらないのではないかと。そのために、そういったものを網羅したような、庁内にやっぱりプロジェクトといいますが、何かそういうふうな組織、これが必要でないかと、こういうふうに考えます。そして、そこの組織の中で検討した結果、つまり定期的に検証していくと、そういうふうな形にすれば、少しずつ形も見えるのではないかとというふうに考えますので、こういった全体を網羅したようなプロジェクト機能といいますが、こういうものが必要でないかとというふうに考えます。

ので、この点についてお伺いいたします。

それから、2つ目でございます。「少子化社会白書」というものがあるようでございますけれども、その中で、女性の仕事と子育てとの両立、これはなかなか難しいと、こういうふうに結論づけているようでございます。その白書の中では、働き方を改革しなければだめだと、これは社会的な問題ですけれども、働き方改革と、こういうふうな言葉が出ておりました。これは、核家族化の進展、家族制度のいろいろな変遷、そういった点で難しい問題があると思いますけれども、これは所見で結構でございますけれども、その中で2つばかり述べられております。1つは、子育て期にある女性が仕事と子育てを両立することが難しいと、こういうことを第1点で述べております。それから、第2点、これは男性の関係ですが、子育て期にある男性が家事や育児の時間を確保できないと。この両面、男性、女性についての両面述べておられますが、この点について、にかほ市の実態といえますか、部長の所見で結構でございますけれども、できればお願いしたいと、こう思います。

それから、もう一つですが、これは、子育てには各自治体が真剣に取り組んでおるけれども、なかなか難しいというのが実態だと思います。そこで、少しでも自治体の特徴を出しながら、子育て家庭の応援をしたいなど、こういうものが自治体の中でも随所に見えるわけでございます。その1つとして、これは石川県の例でございますけれども、プレミアム・パスポート事業というのが紹介されております。昨年1月から実施しているようでございますけれども、これは子育て家庭に対して、買い物、あるいは施設利用、こういったものに料金の割引や得点を与えると、こういうものでございます。我が自治体ではこういうふうに行っていますよと、これは一つのPRだと思いますけれども、これは当然自治体だけではできないわけでございます。企業、あるいは事業者の理解も得ないといけないわけでございますけれども、こういった問題について、これに限らず、にかほ市としてはこういうふうに行っていますよというふうなことを検討する考えはないかどうかと。これを3番目にお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 企業誘致の関係でございますが、この協議会で綱引きがないかということでございます。当然、私はあると思います。ですから、これはやはり指定を受けたので、この制度をうまく活用しながら、これをてことして、やはりにかほ市はにかほ市としての活動は当然引き続き行っていかなければならないと思います。今回の補正予算でもお願いしてありますが、企業誘致に係る形の関係で、何とか委託したいということで予算をお願いしています。これはこれとしてやっっていかなければならないと思います。ただ、私は、先ほど申し上げましたが、新しい工場用地も何とかつくりたいものだなというふうに思っております。ただ、この段階で、やはりにかほ市で、いつ企業が来るかわからない状況の中で、単独ではできませんので、こうした協議会ができたことをてこにして、県からも支援してもらいましょうと、そして県とにかほ市で力を合わせながら、由利本荘地域では本荘の部分は埋まってしまったので、今度やるとなれば、にかほにするという形のものをするためにも、この制度というのは大きな力になるのではないかと、こう思っています。

それから、産業振興、大変難しいです。私もできるだけ頑張っていきたいと思います。特に農業、25の集落営農ができました。これを何とか活性化していきたいものだなというふうに思います。13

年、当時TDKが雇用調整したときに、「いやあ、じゃ、お母さん方、私も農業をやる」ということで、夢プランでハウスなんかも結構助成してやりました。ところが、雇用がだんだんよくなって、また来てくださいというような話になると、やっぱりそういうものを捨てていくんですね。ですから、やはりなかなか進まないのは、ここの特性でないかなというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、25の集落営農に大きな期待をしながら、さまざまな産業振興を頑張ってまいりたいと思います。

あとは、健康福祉部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 初めに、子育てに関する庁内のプロジェクトチームをつくる考えはないかということでありまして、なかなか難しい問題だと思います。当市では、いろいろ健康福祉部を中心にいたしまして、市民部、あるいは教育委員会 — 子育てというのは長いスパンで考えなければならないことでもありますので、大変難しい問題でありますけれども、それぞれのセクションで子育ての大切さを認識していただきまして、連絡をとりながら、横断的に対応してまいりたいと思っておりますので、今のところ、庁内プロジェクトチームをつくる考えは持っておりません。

また、女性の子育て、あるいは男性の子育てについてでありますけれども、子育てにつきましては、企業におきましても社会的責任があるということを示されておるところでございます。それで、働き方の問題になるわけですが、これは企業の考え方、あるいは働く方の子供を育てることの考え方、いろいろあると思っておりますので、なかなかこれにつきましても難しい問題でないかと思っております。

また、ここに、企業の子育て支援に関する調査、秋田県で実施した調査がございます。子育てと仕事の両立を促進するための環境づくりということで、従業員の子育てと仕事の両立を促進する環境づくりとか、雰囲気づくりについて特に行っていないという企業が約7割、それから、従業員のほうでは特に必要と思わないという回答が25%余りとまっております。企業の取り組みと従業員の子育てに対する意識の間にはまだ大きなギャップがあるのではないかと考えております。

それから、自治体独自の子育て応援ということでございますけれども、いろいろの自治体でさまざまな事業を展開しているやに聞いておりますけれども、投資しても、特効薬となるべき事業があるのかどうか、費用対効果と言えるのかどうかわかりませんが、そういう予算的な面におきまして効果があるのかどうか、その辺も踏まえまして、自治体で子育てに対する応援メニューについてもいろいろ研究してまいりたいと思っております。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。

所用のため11時10分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番宮崎信一議員が出席されましたので、御報告いたします。

【5番（宮崎信一君）入場】

議長（竹内睦夫君） 次に、6番佐藤文昭議員の一般質問を許します。6番佐藤文昭議員。

【6番（佐藤文昭君）登壇】

6番（佐藤文昭君） それでは、企業立地促進法については同僚議員も質問して、概略はわかりますけれども、若干ちょっと変えて、ひとつ私からも質問させていただきたいと思います。

6月にこの企業立地促進法がスタートしまして、本県の指定第1号にこの由利本荘地区がなったわけです。以前にも、産業集積を促すため、以前は秋田テクノポリス構想などがありました。過去の地域指定というのは、全国どこでも同じ業種の集積を目指したのに対して、今回は、この法律にありますように、集積したい業種をみずから選択できるわけでございます。そういう視点から、求められるのは、企業に対する支援とスピードじゃないかと私は思います。そして、市長としてのトップセールス、判断と行動力が大変重要であると考えますが、その点について、市長の考え方をひとつ伺いしたいと思います。

それから、にかほ市では、企業誘致の専門家を配置して企業誘致に取り組むというようなことで、補正予算にも予算が計上されています。これまで企業誘致する場合には、ある意味においては、立地企業への声を全部は聞けなかったということもありましたので、今回、この法律の中で、立地企業の声を十二分に聞き、きちんとかたえていく行政の姿勢が大切であると思います。さらに、企業立地した後に、フォローアップを大切に行う必要もあると思います。

そういう意味で、企業専門家を配置して企業誘致に取り組むとしておりますけれども、このにかほ市には、TDKの退職者や、あるいは他企業などで高い技術力を持った方々がたくさんおります。そういう方々をひとつ、全員集めることはできませんけれども、そういう数名の方をひとつ企業立地コーディネーターというような形の中で委嘱して、できれば、にかほ市独自の起業家支援センター — 「きぎょう」というのは起こす起業です — 起業家支援センターを設置して、今回の企業立地促進法の企業誘致に向かう姿勢をアピールすることが大事でないかと思いますけれども、そこら辺についてひとつ答弁をお願いします。

それから、2つ目は、行政運営というタイトルでございますけれども、市総合発展計画が策定されまして、目標とする指標が各分野の主要施策の中に示されています。住民検討委員会から提言されて作成されたものでございますけれども、財政状況が大変厳しい中で、行政施策の展開には優先順位をつけていかなければなりません、このように市民参加の手法を通じて、市民の満足度を高めていくのも行政の大きな役割ではないでしょうか。社会情勢の変化もありますし、今後、指標や数値の見直しも議論していく必要が出てきます。この目標達成のためのチェック、評価とともに、もっとこうしたほうが良いという提案、さらに、それを確認できるよう評価・提案・確認という作業を今後どのように進めていくのか、お尋ねしたいと思います。

また、この総合発展計画の中で、市政懇談会の開催数の目標値が大変低いと見えますけれども、そ

の考え方についてお尋ねします。市政に市民参加を促すため、市政講座を開催する考えはありますか。

次に、3番目は、広告事業についてでございます。現在、市では、「広報にかほ」に有料広告の掲載を実施しているわけでございます。大変歳入が伸び悩む中で、自治体においては、市が保有する資産を有効活用して新たな財源を確保するため、積極的な広告事業を行っている自治体もあります。広報紙を初め、有形無形のさまざまな資産が今後広告媒体の対象として考えられます。ここに括弧として一例を書きましたけれども、印刷物、封筒、はがき、あるいはパンフレット、あるいは施設の玄関マット、ちょっとここに書きませんでしたけれども、市のガイドブックなんかもこれらの対象になるんじゃないかと思えますけれども、財源確保として、今後の広告事業の展開について伺いたいと思います。

最後の4番目でございますけれども、カード納税についてでございます。地方自治法の財務に関する制度の見直しというところの改正で、クレジットカード会社を指定代理納付者にして、税金や水道料金など、クレジットカードで支払える自治体がふえてきております。納税者にとっては、カードのポイントをためられるという利点もあります。自治体は収納率アップや督促コストの削減、カード会社は顧客確保が期待できるとなっております。いろいろと課題もあると思えますけれども、この収納率の向上のため、公金のクレジットカード払いの導入について伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えいたします。

初めに、企業立地促進法に基づいての御質問でございますが、さきの議員の質問にお答えしておりますので、この内容については申し上げますが、今回、補正予算で企業立地コーディネーター業務委託について補正予算をお願いしております。これについてはTDKを退職した方々で広くそういう知識を持っている方をお願いして企業誘致促進を図っていききたいというような形でこの補正予算をお願いしているところでございます。

それから、企業誘致については、当然ながらトップセールスだと私も自覚しております。私も情報を収集しながら、何社かは企業訪問させていただきましたし、効果あったなしは別にして、訪問させていただきましたし、あるいは知事が主催する東京や、あるいは大阪で主催している各企業を集めて情報交換会をしております。これにも必ず出席して何社かの企業の皆さんと懇談などをして、ここにかほ市のPRなどに出向いているわけですが、なかなかいい方向には進んでいかないというのが現状でございます。

それから、立地した企業、会社、事業所にフォローアップという話もありましたけれども、先ほどの議員にもお答えしておりますけれども、企業訪問の中で、行政に対して要望されることが多々ございます。例えば大型車が入るために、ここの道路が大型車がスムーズに入れない、何とか道路改良をお願いしたいとか、あるいは駐車場がないので、何とか市のほうで、あいているような市の土地があったら貸していただきたい、いろいろございます。できるものから今やっているわけです。

けれども、そうした形で立地された企業に対してのフォローアップ、そうしたこともこれからしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、企業支援センターというお話がございましたが、今後の状況を見ながら検討させていただきたいと思えます。企業立地については以上でございます。

次に、行政運営についてでございます。御承知のように、にかほ市総合発展計画の策定に当たりましては、広く民意が反映され、親しみやすい計画にするために、市民を対象としたアンケート調査を実施し、基本構想及び基本計画を策定しております。このアンケート調査の目的でございますが、現状の市民意識を把握した上で政策に反映させることと、5年後に同様に市民意識を把握することで、5年間の政策評価に使うためでございます。したがって、後期の基本計画策定時には、同様に市民意識を把握するためのアンケート調査を実施しながら、この結果を5年間の政策評価に使い、今回位置づけしております政策について十分だったのかどうかを検証して、そして市民に公表することだと考えております。

また、今回の総合発展計画の策定に当たりましては、先ほど申し上げました市民アンケートのほかに、市民と行政とが一体となった協働のまちづくりを推進するために、策定住民検討委員会も設置しまして、今後のまちづくりの構想について、住民の立場でさまざまな角度から検討していただき、貴重な提言などをいただいたところでございます。

御質問にありますように、前期基本計画には、市民がわかりやすい指標として根拠のある現状値と目標値を設定しておりますが、後期の基本計画策定前に、社会情勢などが大きく変わった場合などは、その時点で見直しをすることになってくると考えております。

目標達成に対する評価・提案・確認の作業については、今年度からスタートしたばかりでございますので、評価はできませんが、先ほど申し上げましたように、5年後の後期基本計画の策定までには、再度住民アンケートや、住民検討委員会において目標に対する達成度や事業の成果を点検し、事業の見直しや事務の改革・改善などを後期基本計画に反映していくものと考えております。もちろん達成目標の進捗度などを情報公開し、市民への説明責任を果たすこととなりますが、施策や事業の計画、立案なども市民に透明化していくことが必要であると考えております。ただ、この5年後のアンケート調査ばかりでなくて、いろいろな懇談会などを通して評価していただくことも大切であると考えております。

次に、市政懇談会の開催数の目標値の考え方がありますが、にかほ市には109の行政区があります。これを単純に任期4年で除すると年28回となります。月ベースにすると2回から3回程度開催することとなりますが、しかし、休日や祭日なども含めて、さまざまな行事もございまして、この回数で開催することは大変難しい状況であると思っております。平日の夜とかということも考えられるわけですが、しかし、集まる方もおのずと限定されてまいります。やるとすれば、やっぱり土曜日とか日曜日、祭日、そういう形になってくると思えますし、これまでもそうした形で開催をしております。したがって、大変難しい環境にございますので、懇談会の開催については、ある程度の範囲がまとまって合同でできないか、町内会などと相談してまいりたいと思えます。1行政区でなくて、ある程度、4つずつまとまったような形の中でそうした懇談会ができないか、

検討をしてみたいと思います。

そのほかにも、行政区の代表、自治会長、あるいは地区の総代さんなどによる行政懇談会も開催しておりますし、あるいは今年から一般市民を対象とした市政説明会も3カ所で開催しておりますので、こうした取り組みを市政講座ととらえているところでございますが、前に旧象潟町で実施しておりました、課題を決めて職員を派遣するような出前講座、こうしたこともあってもよいのではないかなど。市になってからは、歴史関係については資料館の職員が行っているいろいろお話しする会は何回かありましたけれども、課題というか題目を決めて、市民出前講座という形のもの、要請があればいつでも職員を派遣してみたいなというふうに思っております。

今後とも市民と行政が力を合わせて協働のまちづくりを進めるために、できるだけ市民の皆さんと情報を交換する場の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、カード納税についてであります。公金のクレジットカード納付につきましては、議員の御指摘のとおり、平成18年度に地方自治法の改正など、公的な整備が行われまして、各自治体の導入がふえてきている現状でございます。クレジットカードの納付の方法としては、1つとしては、申込書による事前登録による納付、2つとしては、インターネット上の納付サイトによる納付、3つ目としては、電話の自動応答による納付、4つ目としては、市役所窓口等のクレジットカード端末による納付などが考えられますが、各自治体では、その目的に応じた方法により運用をしているところでございます。

他の自治体の例としては、神奈川県藤沢市では、18年度より軽自動車税を、宮崎県では、今年度より自動車税を、三重県玉城町では、今年度より町税、保育料、上下水道料、住宅料等10項目について、秋田市では、水道料のコンビニ納付を導入しております。なお、仙台市でも軽自動車税についてのみコンビニ納付を行っております。

クレジットカード納付の導入に当たっては、納税者の利便性の向上等が考えられる反面、一番の問題となるのが手数料でございます。口座振替の場合は、金額の多少にかかわらず、1件当たり10円、また、本市ではまだ導入しておりませんが、コンビニでの支払い手数料は1件当たり50円から60円程度でございます。しかし、クレジットカード納付の場合は、定率方式で取扱金額の1%程度でございます。本市の18年度の口座振替納付で要した手数料は3万3,632件で、33万6,320円でございます。このうち、残高不足で口座振替ができなかった方1,242件、全体の3.7%に当たりますけれども、この方への督促の送付や人件費などはおおよそ30万から35万程度でございます。これをクレジットカード納付で計算しますと、本市の口座振替の納付税額は約8億5,300万円でございますので、これは単純には計算できませんけれども、1%と計算しますと、手数料が863万という形になるわけでございます。

また、現在、手数料については、その全額を自治体が負担している場合がほとんどでございますが、カード支払いの人はポイントという利益を受けられることなどから、ある自治体では当該手数料の一部を納税者に求めている場合もありまして、今後は、公平性の観点からも、議論が行われていくものと考えております。

なお、本市において、現在口座振替しての納付は、市税が、これは国保も含めますけれども、35%、

市税については、保育料が40%、住宅料が50%、農集排の使用料が70%、下水道使用料が90%、簡易水道使用料が90%、ガス料金も90%となっておりますので、滞納額を少しでも減らしていくためにも、この口座振替納付というのは大変大きな手段ではないかなというふうに思っております。思っておりますが、先ほど申し上げましたように、コンビニ納付、あるいはクレジット納付についても振替口座の納付を優先しながらも、今後検討を進めてまいりたいと、どういう方法がいいのか今後検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

他の質問については担当の部課長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 広告事業についてお答えいたします。有料広告事業を取り込んでいる自治体の数は年々ふえております。全国的に自治体における財政状況が厳しい中、当にかほ市においても、あらゆる経費の削減や見直しを図り、創意工夫をしながら、少しでも歳入をふやすことを考え、平成19年度4月から自主財源の確保や民間企業との協働を促すことで、地域経済の活性化を図ることを目的に、「広報にかほ」に有料広告を掲載しております。毎号4枠を広告枠とし、1枠1回1万円で提供しております。現在のところ、9月15日号まで埋まっております。おおよそ50万円ほどの収入が見込まれております。

御質問にございましたが、今後の広告事業の展開についてでございますが、印刷物のほかに、市ホームページでの広告、公用車用屋外看板、庁舎、各種公共施設などへの広告が考えられます。そういった市が保有する財産は市民全員の共有財産であり、その資源を有効に活用することは、これからの時代、必要なものと考えております。しかし、市のすべての資産にその広告を掲載できるかどうかについては検討が必要でございます。広告導入に当たっては、費用対効果や、その他景観上の問題などさまざまな視点からの検証も必要だと考えております。そこで、当面は、「広報にかほ」への有料広告掲載への継続と、市のイベントや行事へ協賛広告などを進めていく考えでございます。

なお、さまざまな形態の広告導入については、費用対効果やいろいろな視点からの検証を加え、できるものから新しい広告導入の方法を図り、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 2番目の行政運営についての検証ということでございますけれども、市長は、今、前期の計画をスタートするわけでございますけれども、5年後にまた新たなアンケート調査をやって、事業の成果なんかを見て検討したいというようなお話でありますけれども、私、ここでも再質問で聞きたいのは、例えばこの総合発展計画を策定する段階で、住民の皆さんからいろんな提言をされてきたわけでございます。この後、例えば、そういう評価とか、いろいろ検証ですね、市民委員会というものを立ち上げてやっていくという考え方があるのか、ひとつ伺いたいと思います。5年後にそういう検証をするんじゃなくて、私が言ったのは、市民委員会のようなものを立ち上げて、例えばまちづくりの指標について、毎度、毎年毎年点検して、そういう形の中で進めていく考え方があるのか、ひとつ伺いたいと思います。

それから、ちょっと前後しますけれども、企業立地の件でございますけれども、ちょっと確認の

意味ですけれども、この5年間で新規立地が50件、あるいは新規事業60件ということで、先ほど同僚議員の中でも、そういう協議会の中で綱引きもかなりあるというようなお話ですけれども、市長としては、今回のこの企業立地促進法の中での新たな企業立地、これ、5年間で達成しなければならないというような、新規立地、新規開業、あるいは新規雇用者、製造品出荷額増加という、5年間で達成しなければならないような法律でございます。この5年間でやっぱり企業版のいわゆるマニフェストのようなものでございますので、ここら辺の、企業が来ることによって、雇用と所得を生み出す大きな原動力となるわけでございますので、ここら辺ちょっと確認の意味で、企業立地とか新規立地ですか、そういう部分、50件と60件ありますけれども、そこら辺の、何かこういう協議会の中では、割り当てとかそういうものというのはあるんですか。そこら辺ちょっと確認の意味でひとつ伺いたいと思います。まず、その点についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 行政運営の評価という御質問でございますが、当然ながら、基本計画に掲げている施策の進捗度、こういうものは5年待つこと関係なくして、これは検証して評価をしながら公表していくことになると思いますけれども、そういう中で、市民による委員会を立ち上げるかどうかという考えですが、今の段階では、どうするか、したほうがいいのか、しないのか、今は持っておりません。今後、この状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

企業誘致の目標等については、担当部長からお答えをさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの目標値ということで、新聞に50件とか60件と掲載されておりますけれども、あくまでも目標数値ということであります。それで、同協議会での基本計画の策定時に、国の事業採択へ向けて、6市1町が23年度までの目標として持ち寄った数値でありまして、それらを集計したものです。協議会としては、その数値に同協議会が設立されたということによる相乗効果を推計といいますが、その効果も推計してプラスして計上しているものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 次に、広告事業についてでございますけれども、当面は、広報にかほとか、そういうものでイベントとかというのをしていきたいということでございますけれども、これは、ほかのほうの自治体なんかでは、庁舎の壁面への看板や、あるいは玄関マットなんかにもしながら、例えば、これは目的外使用許可の要件ということで、自治法238条の4の7項の中で、当該行政財産の用途または目的を妨げない限度ということで、壁面の看板やポスターや玄関マットの設置などは、原状回復が容易で設置方法や場所等に留意すれば、行政財産自体の用途、目的を妨げるものではないということで、できるというような解釈で私は受けているんですけれども、こういうことについても、今後、例えば今は、「広報にかほ」とかイベントなんかであるけれども、今後、年次的にはそういう部分にも踏み込んで広告事業をやっていくのか、それから、横手市あたりなんかでは、ガイドブックに、広告会社が全面的に引き受けてそういう形で広告をつくって、やって、ことしから発行している。横手市では、市町村、福祉や年金のガイドブックを3万6,000部をつくって、財

政の中で実現した官民一体事業ということでありましてけれども、そこら辺もひとつ、身近なそういうガイドブックなんか、あるいはそういうことについて、もうちょっと突っ込んだ答弁を願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 1つ目の各施設への広告での活用方法ですけれども、その制度上できることになっておりますけれども、一番問題となるのは、景観の問題が問題になるのかなど。それが、だれが見ても違和感のないようなものであれば可能でありますし、また、先ほど申し上げましたとおり、費用対効果の面で、いつでもそれが取り外せるとか、あるいは消すことができるというふうなことで、どのぐらいの費用がかかってくるのか、それに対する業者の方が賛同してもらえるのか、その辺のことを検証した上で検討してまいりたいと思います。

それから、パンフレット等についての広告の導入ですけれども、これについては、さまざまなパンフレットがあるわけですが、例えば観光パンフだとか、この前も発行されましたけれども、商店街等のPR、国体に向けてのPRパンフもありました。そういうことで、観光協会や商工会との協議の上で、できるだけそういう市からの助成を抜きにした形で、自前のPR、観光用のPR誌等ができればいいなということで私どもも考えておりますので、関係機関と十分連絡をとりながら、そのような方向で進めたいという考え方を思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） ちょっと前後して大変申しわけないんですけれども、もう一つ、最後に企業立地についてでございますけれども、例えば、現在、産業集積に向けて、既に取り組んでいる事業として、本荘由利産業科学技術振興財団というのがあるわけですが、そこら辺は、もう具体的な実践に事業が入っているというような、新聞報道にありましたけれども、具体的な事業というのはどういうものですか、ひとつ答弁をお願いします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） これまで、本荘の本荘キャンパスといいますか、そこと事業を提携している企業というのは、これまで県内に2企業で3件ほど行っております。最初の2件ですけれども、1つの事業ですが、14年から16年度まで3ヵ年度で無線伝送システムの開発が1件、それから老人向け自動認識システムの開発が1件、これが1つの企業です。その後、15年から16年まで、炭素系廃棄物の固形化の研究ということで、これが1件の、これまで主なというか、製品になった品物というのがこの3件と聞いております。

そのほかにも、現在進行中というものもあるようですけれども、その辺の話は、あるという話は聞いておりますけれども、製品化になったという話はまだ聞いておりません。

【6番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで6番佐藤文昭議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後 1 時 01 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次に、3 番市川雄次議員の一般質問を許します。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） それでは、一般質問をさせていただきます。

皆さんも御存じのように、平成 19 年 8 月 6 日のテレビ報道と翌日の秋田魁新聞によりますと、秋田県の少子化対策関連予算、額にして約 36 億円だと。本県児童 1 人当たりについては全国第 1 位という報道がなされました。しかしながら、引き続きのその記事を読みますと、児童保護者へのアンケートで、約半数近くの人が現在の県の子育て支援策に不満を抱いているという結果が報じられております。

にかほ市でも、地域福祉計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画を作成し、子育て支援として少子化対策に取り組んでおります。その内容を見ますと、国から示された 14 事業を含めて、現在の少子化対策で必要とされている内容を非常によく網羅し、私自身よくできたものだと評価しております。考えるに、各自治体に求められている少子化対策は、1 つに、いわゆる出生率の低下による人口減に歯どめをかけること、もう一つが、自然減による人口減ではなく、社会減による人口減に歯どめをかけることだと思います。特に私が見逃せないと思っているのは、出生率と人口減が必ずしも比例していないということです。つまり、都市部では出生率は極めて低いにもかかわらず、人口は増加し続けています。逆に、人口減少に歯どめがかからない地域の出生率が必ずしも低いというわけではないということです。そもそも地方の自治体にとっては、後者の社会減による人口減はかねてからの懸案事項であったわけです。これまでは、都市部に比べて比較的高い出生率のおかげで何とかもちこたえてきたと。ところが、近年は、都市部と同様の部類による出生率の低下も合わさって、人口減という事態に陥り、私自身は都市部よりも悪質な病魔に侵されているのではないかと考えています。

そこで、最初の質問ですが、当局として考える少子化対策の基本、この部分についてまずお答えいただきたいと思います。あわせて、子育て支援にかかる予算ですが、先ほど池田議員の中で、1 人当たりのは聞けましたが、18 年度ベースですね、19 年度の当初予算ベースで、いわゆる次世代育成支援計画にかかる部分の予算はどのぐらいの配分がされているのかということをお伺いします。

続けます。平成 18 年 3 月に行われた朝日新聞の世論調査です。少子化対策の経済的支援で効果的なのは何かという設問に対する回答のトップは、保育料及び教育費に対する援助となっております。また、求める少子化対策に対する回答として、子育てしやすい労働環境、これが 38%で第 1 位です。以下、出産や子育てへの経済的支援が 26%、若者の就職や結婚への支援が 16%、保育や託児施設の拡充が 13%となっております。

さきに述べました情勢分析とこの世論調査の結果から、出産未就学児並びに児童に対する支援は今後とも必要だということは確実でありますけれども、一方で、現行の子育て支援策だけでは少子

化という問題の根っこを治療することはできないと思います。特に、この朝日新聞の世論調査結果から見えてくるのは、少子化対策に対する一般の人々の要望は、教育面であったり、労働環境の是正であったり、乳幼児福祉の充実であったりして、多岐にわたる総合行政的側面が非常に強いことがわかります。現行の子育て支援課が健康福祉部の1課として政策の立案と遂行していくのには限界があるのではないかと思います。

そこで、2つ目の質問ですが、池田議員の質問に対するお答えもありましたけれども、質問させていただきませんが、少子化に向けた取り組みの重要性を市民に認識してもらうためにも、少子化対策を専門とする部を設置し、総合行政として取り組む姿勢が必要と考えます。再度の当局の見解をお伺いします。

同じ世論調査についてです。回答の第1位であった子育てしやすい労働環境の整備に話を移しますが、他の先進諸国の出生率と労働力率との関係を見ると、むしろ女性の労働力率の高い国の出生率が高いという傾向があります。翻って、日本の女性はいわゆるM字カーブに見られますように、出産を機会に離職する傾向にあります。これは、日本の女性が出産、育児をしながら仕事を継続することが困難であるということに起因しています。国もこのことを重視し、仕事と子育てが両立できる環境を整備するための保育サービスの充実を図ってきたわけです。あわせて、政府は、労働環境整備には各企業の協力が必要であることから、次世代育成支援対策推進法で、企業に、先ほども話が出ましたが、行動計画の策定を義務づけております。しかしながら、先ほどの話にありましたように、この策定義務があるのは従業員数が300人を超える事業所だけで、ここのにかほ市では、TDKと市役所の2事業所のみになっています。政府が推進法による企業への行動計画策定義務づけをしたことについては一定の評価はできると思いますが、その内容は、あくまでも初めの一步にすぎないと思います。私は、次の一步は各自治体にかかってくるのだと思っております。にかほ市においては、市内の労働者の多くが地元の中小企業に勤めている現状からすれば、この推進法の対象外の中小企業がどのくらい少子化策に企業の社会的責任を認識し、そのための取り組みを行っていくかが重要と考えます。しかしながら、もちろん各企業には経営という問題があります。企業の社会的責任を言われても、なかなか背に腹はかえられないということもありがちです。

そこで、3つ目の質問ですが、にかほ市役所でも行動計画を策定しておりますが、他の企業にも同様の計画、あるいはそれに準ずるような内容の行動をとってもらうような啓発活動をとっていく考え方はないのかをお伺いします。これも先ほどの質問で出ましたけれども、労働基準監督署以外の部分で、市としてどのような対策をとっていくのか、啓発活動をとっていくのかについてももう一度お伺いします。

次です。あくまでも経済的負担の軽減は、私は少子化を抑止し得る、抑制するだけの可能性があるというふうに考えております。確かに、さきの世論調査でも、経済的負担の軽減は求められています。そのための施策として、児童手当の支給額増額や保育料の減免範囲の拡大、乳幼児医療費の窓口負担の軽減措置などが行われています。ただ、現行の経済的負担の軽減策は限られた予算内での限定的なものであり、どうしても市単独の思い切った施策を実施できないように思います。

また、もう一つ気になるのは、出生率の増加という観点から見た場合、経済的負担の軽減は、あ

くまでも子供を持つ世代にとって、子育て支援という形で利益をもたらすものであり、児童手当の支給には出生率増加の効果がほとんどないという調査結果からも明らかなように、子供を新たにもうけようという意識には作用していないように思います。つまり、子育てに関係ない市民にとって、市の子育て支援策に対してはほとんど知識を持っていないというのが現状です。その理由は、子育てにかかる負担が、みずからにとっては、今そこにある危機ではないからです。かといって、行政はそれは仕方ないと、当事者でなければ認識が薄くても仕方がないというようにあきらめてはいけないと思います。今ある市の少子化対策に効果がある施策をより効果的に幅広く市民に知ってもらい、意識してもらうための工夫と努力が必要と思われます。このことについても、先ほどの池田議員の中で話をされましたけれども、もう一度答弁をお願いします。市の考え方と取り組みについて伺います。

ただ、行政がし得る少子化対策ということについてもう少し考えてみますが、行政がし得る少子化対策については、私は子育てしやすい環境づくりであると思います。そのことが広く市民一般に浸透していくことで効果が生まれてくると思います。ですので、私は、秋田県の取り組みについて、その方向性を私は全否定するつもりはありません。危機感を持ってよく取り組んでいると思います。ただ、その取り組みの何かが足りない、何かが間違っている、何かが中途半端であるということから、今回のような県民からの評価になってしまったのだと思います。

にかほ市の次世代育成支援行動計画について、先ほども、私、述べましたように、多くの支援内容が盛り込まれております。ある程度の充実感はあります。ただ、懸念するのは、県のそれと非常に似通ってしまう可能性があるのではないかと考えてなりません。子育て支援策として、経済的負担の軽減を図るためには、当然財源の確保は必要となってきますが、にかほ市独自のより特徴的な子育て支援策があってもよいのではないかとというのが私の思いです。

そこで、3つばかりですが、子育て世帯の市税減免措置という手段による経済的負担の軽減策もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、先ほど企業の社会的責任においての話をしましたけれども、企業がより積極的に少子化問題に取り組むための誘引策として、子育て支援に積極的に取り組む企業の法人市民税の減免措置や、市機関の物品納入や委託等の契約への優遇措置などをとるという施策も考えられると思います。また、独自施策を展開するための財源確保措置として、市民税の何%かを子育て環境の整備・充実のための新規拡充事業に充てることを定めた条例を制定するなどして、子育て支援のための活動を積極的に展開していくことも考えられます。そのほかにも、これは県の制度として存在している制度なんですが、三世帯世帯の割合が高いほど出生率が高い調査結果から、高齢者福祉対策も勘案して、三世帯同居住宅建築に対する補助金という支出、施策もあるのではないかとと思います。以上、まとめて当局の考え方をお伺いいたします。

最後に、3つばかりですが、市の次世代育成支援行動計画のメニューについて、3点ほど細かな質問をさせていただきます。

1つ目です。これは以前、小川議員の質問もありましたけれども、不妊治療についてです。県の助成制度の活用を述べておりましたけれども、市として単独で制度化するつもりはないのかと。ダ

ブルスタンダードということもあるのかと思いますが、ないとしたら、その理由ですね、お伺いしたいと思います。

2つ目です。これはよく言われるんですけども、一般の市民から、現在、就学前の乳幼児に対して医療費の無料化を行っています。これをさらに延長させて小学校卒業前までとか、あるいは義務教育期間中までとすることはできないものなのか。財源の問題もあると思いますが、できないとしたら、せめて窓口負担の定額化などにはできないものか、伺います。

3つ目です。これは以前、宮崎議員も質問した内容にちょっとかぶるんですけども、3番目に、高等学校以上に在学する学生に対する奨学金資金の貸し付けです。その制度が以前からのままのものであるとすれば、学生本人による学費の将来負担という形での、養育者の、先ほど出ておりました教育費に対する負担感を取り除くことができるんだと思います。そこで、より効果的な制度というのを、その部分はどのようなものか、ちょっと私もまだ研究はしておりませんが、改正するつもりはないのか、お伺いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、少子化対策についてでございますが、さきの議員の御質問にもお答えしている関係で、ダブる部分も多々あるかと思いますが、この点については御了承をお願いしたいと思います。

まず初めに、にかほ市における出生状況でございますが、平成18年度は204人ございました。10年前の平成9年には265人ございましたので、したがって、ここ10年間で61人、率にして23%減少していることになっております。今後、さらに少子化傾向が続くと予想されているところでございますが、少子化は、消費や労働力の減少による経済成長の低下、社会保障での現役世代の負担の増大などのほかにも、子供同士の交流の機会の減少により、健やかな成長に影響を及ぼすといった、社会面での影響など、さまざまな面で深刻な影響を与えてくると、そのように考えているところでございます。この流れを受けまして、少子化の進行に歯どめをかけようと、国の基本政策として17年度から地方公共団体、あるいは企業などの事業所に、御指摘のように、次世代育成支援行動計画を策定して、少子化に取り組んでいるところでございます。

にかほ市の次世代育成支援行動の基本目標は、保育サービスの充実や経済的負担の軽減を初めとする地域における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実、子供の健やかな成長に資する教育環境や生活環境の整備、家庭生活の両立支援、要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進でございます。いわゆる中・長期的な安心感が担保されなければならないと思っております。このほかにも、雇用の場の確保も重要な施策であると考えているところでございます。

経済的な面だけで少子化に歯どめがかかるとは思っておりませんが、こうした小さい単位での市町村で、中・長期的に安定した次世代の健全な育成と子育て環境を確立していくことは大変難しいことではございますけれども、これらの先ほど申し上げました施策を総合的に推進していくことが、にかほ市としての少子化対策に対する基本的な考え方でございます。

これらにかかる予算は、19年度ベースで13億8,585万円、これは学校建設とか、小中学校の管

理運営とかは除いてあります。19年度予算ベースで13億8,585万円、一般会計の総額に占める割合は10.2%でございます。

次に、保育から高等教育までの長いスパンが必要な子育て関連施策についてでございます。子育てには、母子保健、医療、福祉、労働、教育などにまたがり、窓口も非常に広いわけでございます。健康福祉、市民、教育委員会、産業部、建設部など、それぞれの施策を展開することになりますが、関係部局間がお互い連携を図り、横断的な体制で臨む考えでありますので、新たな部局を設置するという考え方は現在のところは持ってありません。

行動計画については、さきに質問された議員にもお答えしておりますが、行動計画は、301人以上の事業所は義務化、300人以下の事業所は努力義務とされております。300人以下の事業所には自主的な取り組みが期待されているところですが、必要性は認識しているものの、策定率が低いのが現状でございます。秋田県労働局では説明会の開催や、コンサルタントの派遣による職場訪問を行い、事業主に働きかけをしているところでございます。市といたしましても、秋田労働局、秋田県と連携しながら、取り組みの重要性を啓発してまいりたいと考えております。

今回の行動計画の策定に当たっては、アンケート調査の結果を反映し、あるいは策定委員の公募、計画概要を広報に掲載などをしてパブリックコメント募集などによりまして、十分に市民のニーズは反映できたものと思っています。策定後の市民へのPRにつきましては、子育てに関する活動を行う団体などには計画書を配布し、また、庁舎、公民館での閲覧、ホームページへの掲載などにより行っているところでございます。計画の実践は、市と市民、子育てに関する関係機関、企業等の事業所との協働で進めていくことが、より効果的なものとなりますので、機会あるごとにPRをしながら、理解と協力をお願いしてまいりたいと思います。

次に、子育て世帯の市税減免措置、あるいは企業に対する法人市民税の軽減措置等についてでございますが、税を減免または免除するということは、納税者の担税能力の有無、または高低、あるいは収入の減少などが認められる場合であり、御質問のような施策の支援については補助金や交付金で行うべきものでないかなということで、税の減免については現在のところ考えておりません。国が少子化の流れを変えようと新たな取り組みを進める中で、育児の社会化ということを示しております。これは、厚生労働省の諮問機関である少子化を考える懇談会が打ち出したもので、親の責任とされてきた子育てを、企業、地域、国がこぞって子育て家庭を支援しようという方向性を示したものであります。したがって、企業におかれましても、社会的責任という考え方で取り組んでいただきたいと思います。

また、市独自の施策展開のための財源確保についてでございますが、少子化対策の議論の中におきましては、地方公共団体が頑張ろうとするとき、大きく立ちはだかるのが財源確保でございます。市といたしましても、子育て支援についてはできる限りの予算を措置しておりますが、年々一般財源からの持ち出しが大きくなっているのが現状でございます。それも、みずから限界が来るわけでございます。

御質問の市税のうち何%かを子育て環境の整備・充実に充てるための条例を制定したらどうかという御質問でございますが、条例の制定には、市民のコンセンサスも必要であります。その時々

の社会情勢や財政書を踏まえながら、全体的な予算の中で、さまざまな事業に対して、重点的に予算を配分することも行政運営上貴重となりますので、固定的に財源を確保するための条例制定については、現段階では難しいと考えております。税の社会情勢によって、経済情勢によって、税も浮き沈みがあるわけでございますので、そうした段階で、ことしはできて、来年はできなかったという形のものの支援の姿はどうかなというふうに考えているところでございます。

次に、三世代同居住宅建築に対する補助金についてであります。国では、出生率の低下は、結婚を先送りする晩婚化のためであり、結婚した人の出生率は下がっていないので、晩婚化さえ一段落すれば、出生率は回復するという考え方を示しておりました。しかし、将来の人口を推計するに当たり、結婚しても生まない夫婦がふえていることがわかったようでございます。

このように、出産適齢世代の生き方や価値観が大きく変わってきており、子育てを取り巻く環境も、さま変わりをしているが現状でございます。このような状況下において、核家族化に対する志向が強い中で、三世代同居住宅建設に対して補助金を交付することで少子化対策に効果があるのかということは今後十分に検討していかなければならないと考えております。

ただ、補助金とは別として、このような大家族において、子育て経験豊かな高齢世代の力を世代から世代へ受け継がれていた子育て、親育ての知恵やノウハウを子育てに生かしていただきたいものだと考えているところでございます。子育て支援につきまして現行制度を維持しながらも、先ほど御提案がありましたが、いろいろ工夫しながら、必要とされるものについては充実を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、不妊治療であります。現在、1回の不妊治療に要する費用は、おおよそ20万から30万くらいであると言われております。不妊に悩む夫婦の精神的な負担や経済的負担を軽減するために、県で実施している秋田県特定不妊治療費助成事業では、1回の治療につき10万円まで、1年度2回を限度に通算5年間の助成をしていくことにしております。にかほ市の利用者は、平成17年度で5人、18年度で6人でございます。不妊治療には多額の費用がかかることや、子供を生み育てたい夫婦を支援するための助成制度については、今後の国県の動向を見きわめながら、いろいろな情報によりますと、国のほうでも20年度から新たなこういう不妊に対する施策を検討しているようでございますので、こうした動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

ただ、この不妊治療については、仮に助成して積極的な支援体制をとってもなかなか出生率につながるような効果は見えてこないのではないかなという、片方ではそういう懸念もございます。

次に、医療費の無料化についてであります。御承知のように、にかほ市では、秋田県で行っている福祉医療、乳幼児助成制度、県単事業でございますが、県と市町村がそれぞれ2分の1負担して、この乳幼児医療を行っております。これとあわせて、市単独で、これは、県事業の補助制度には所得制限がございますので、所得制限の撤廃と窓口負担の助成を行い、乳幼児医療費の無料化に努めているところでございます。これをさらに延長させて、小学校卒業まで、あるいは義務教育期間までとすることはできないものかという御質問でございます。現在、乳幼児医療費の市単独分の負担額は17年度で3,153万、18年度で2,727万、それと18年度ではこの2,727万を含めた県単事業を合わせますと、市が負担しているのが約6,100万でございます。

秋田県では、子育て税を取り入れて子育て支援等の見直しを行い、乳幼児医療費の無料化等を行うこととしておりますが、これは県の財源確保のための子育て税であり、市町村は県が示す施策について、その2分の1をそれぞれ独自で負担していかなければなりません。このようなことから、さらに単独分を拡充することや、窓口負担の定額化等の実施については現在のところは考えておりませんが、将来的な財政負担などを十分踏まえながら、さらに検討をしてみたいと、そのように考えております。

奨学金の御質問については教育長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、奨学金に関する御質問にお答えいたします。

奨学金の貸し付けにつきましては、合併時に3町の貸与額、貸与方法、返還期間などを調整して現在の制度を実施しておりますけれども、昨年見直しの指摘を受けまして、県内の制度内容の調査や、対象保護者にアンケート調査を行いました。その結果は、おおむね現状のまままでよいとするものでありましたので、制度の見直しを行わず現在に至っております。

したがって、現時点での制度の改正は考えておりませんが、引き続き県内の制度の動向とか、市民の要望等の調査を行いながら、できるだけ貸与を受ける方々の要望に沿うことができるように努力をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） では、再質問させていただきます。

少子化対策というか、次世代育成支援について、これは非常に、調べれば調べるほど奥の深いというか、内容が難しいという内容だと思います。先ほど市長も答弁の中で「—」というよりも、自治体でできるものと、次世代育成支援の施策のあり方についてですが、そのうち子育て支援策として自治体でできるものといったら、やはり地域での子育て支援とか、保育や児童手当、こういうものがやっぱり自治体でできるものだというふうには思っております。ただ、先ほどの市長答弁でもありましたように、中・長期的な安心感の担保ということは今後ともやっていかなきゃいけないと思います。その場合に、現在の内容、今、示されました次世代育成支援行動計画ですか、これに基づいて実施していくことで、その安心感が担保されるのかということが非常に懸念されるわけです。

そこで、今回の一般質問の中でもちょっとひとつ簡単なところで再質問させていただきますが、先ほどの企業との関連の中で、事業主が自主的な取り組みにお任せするしかない、各企業とも必要性を感じているが、やはり経営というものの中で、なかなか行動計画を策定できないでいるというような内容のことだったと思います。そこで再質問させていただきますが、事業主が行動計画を策定し、実施すると、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことで、その事業主を認定する制度が設けられています。いわゆる認証マークですね。このマークの使い方というのを市ではどのように考えているのかということです。まず、それを聞いてみましょう。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 次世代支援計画の中で、企業が積極的に取り組みまして、その目標を達成した場合、子育てと仕事の両立支援を行っているということで、労働局長から認定を受けた企業が次世代認定マークを企業の広告、あるいは商品、それから求人広告などに使用できるマークでありまして、企業独自でそのマークを使って企業のイメージアップを図ると、そういうことだと思います。市としては、このマークにつきましては、特に具体的な方法等については、今のところ考えておりません。これは平成 19 年度からこのマークが登場するようになるようです。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） すみません、ちょっと質問の仕方も悪かったですけれども、この認証マークは、いわゆる企業と労働局、労働基準監督署の間のやりとりになってくるんだと思うんですが、どうしても各企業に対して、こういう行動計画をやってくださいといっても、なかなか難しいのかと思います。そのときに、じゃ、先ほどの答弁の中でも、まず、そういうように労働局のほうでも、各企業に積極的に話をしに行っているという話もあります。市では、じゃどのようにしていくかということで、ちょっとお伺いしているんですが、市として、例えば労働局を差しおいていくということもできないのかもしれませんが、一つのやり方として、労働局が渡された認証マーク、市内のどの企業がその認証マークを受け取ったかということを公表していくということも、労働局でもやっていくのかもしれませんが、市としてそれを公表していったら、いわゆる動機づけ、取ることの動機づけの手段として、そういう方法もあるんじゃないかと思いますが、いかかでしょうかということだったんです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これも先ほどの他の議員の質問にもお答えしましたが、去年から企業回りしています。この後、議会の状況を見ながら、また企業回りを始めますけれども、いわゆる企業に行って話をすると、例えば、小さいという言葉が適当かどうかわかりませんが、規模の小さい企業は、やはり次世代行動計画よりも何として ISO14001 を取るか、あるいは 9000 を取るかという、やっぱりそういう話になってくるんですね。ですから、この少子化対策については、市としても企業の協力を得なければ、これは当然進んでいかないわけでございますので、先ほど申し上げましたような形の中で、訪問の際には、当然この行動計画についてもお願いしてまいりたいと思っています。

それから、認証マークについても、できる限り広報などで取得された企業の紹介、こうしたことも施策としてやってまいりたいなと思います。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） このことについて、もう少し質問かたがたさせていただきますけれども、いわゆる認証マークを取るだけの行動計画をつくるには、やはり企業としての規模があると思います。50 人 - 100 人足らずの中小企業でこの認証マークを取るほどの力があるかということ、これ難しいのかもしれませんが。そこで、市単独の形で、認証マークとはまた - 労働基準監督署でやるような行動計画とはまた別の判断基準を持った、市独自の奨励方法とか、あるいはそういう行動計画ならずとも、積極的にこういう子育て支援に取り組んでいますよというような制度というか、

そういうものやっっていくのも一つの手段ではないかと思います。確かに企業としては、取引のためのISOを取るほうが優先だよということもあると思いますが、いろいろな物の本を読んでも、今後、少子化対策に子育て支援とか、そういうものに対する企業の取り組みが、今後の減少していく労働力の確保にとって非常に役に立っていくのではないかという話もあります。そうすれば、決して、子育て支援に対する企業の取り組みが、企業のマイナスになるものではないと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これから、社会的要請というのはすごく高くなって来ようと思います。そういう中で、私も先ほど来お話ししておりますが、やっぱり現実的な問題なんですね、話をすると。やはり育児休暇とかそういう話をしても、やっぱり現実的な話しかしないんですね、規模が小さくなって来ると。そういうことで、これからもそうした形でお願いはしてまいりますけれども、市独自の企業の取り組みについて評価していくということは、ちょっといい提案でございましたので、少し考えてみたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） ちょっとしつこいんですけども、先ほどの2番目だったか、3番目だったかの質問で、企業の社会的責任ということでの法人税の減免、税の減免については、これは法律上の問題があるから難しいと、できないんだという答弁だと思いますが、それ以外の、そういうふうに取り組んでいる企業等に対しての物品納入とか、そういう部分での優遇措置というのはとれないものなんでしょうか、この部分についてはこの質問で終わります。

議長（竹内睦夫君） 市長。

市長（横山忠長君） 物品納入ということになりますと、なかなか該当するような企業がないのかなというふうに思ったんですけども、そのあたりについても検討はしますけれども、やはり物品購入とか、そういう形は競争性というのが一番に出てまいりますので、こうしたことを無視するわけにもいかないわけです。そういうことも踏まえながら、ちょっと検討をさせていただきたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） こういうやり方をしていたら時間が足りなくなるので。じゃ、次にいきます。

今の話でわかりました。確かに企業に対しては、私も難しいところは多々あると思いますが、正直、この少子化対策に取り組んでいくときに、やはり今回、国のほうも、日本の最大の今の国内問題は少子化だというふうにとらえているわけです。そうすると、企業とのかかわりの中で、どのように対策がとってこられるかということは、非常に大きな問題だと思います。そのときに自治体が何をできるかということもやはり問われてくるのではないかなということで、ちょっとしつこく、嫌みくさくやってしまいましたけれども。

次の質問をちょっと再質問でさせていただきますが、ちょっとこれも純粋に聞きたいので質問させていただきますけれども、18年6月20日付の少子化対策会議決定の文書の中に、母子家庭の総

合的な自立支援対策の推進ということで、「母子家庭について、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労サービスや養育費確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センター等の取組を強化する。」とあります。一人親世帯の生活基盤を安定させるためには、就労意向に対する支援を実施していくということだと思います。これはこれで大きな意味があると思うんですけども、一方で、たしか児童扶養手当の支給額が引き下げられたということもあったと思います。実際のところ、一人親、特に母子家庭で母親の就労形態、母子家庭での母親の就労形態というのは、私の知る限りでも、やはりパートという人が多いと思います。その母親だけの収入で生活基盤を安定させるということが困難なのが多々見受けられます。そういう人たちはいわゆる親との同居、離婚後 — 特に離婚を原因として母子家庭になるんですが — 離婚後、親との同居という形をとっているようですけども、そうもできない人は、制度はできたけれども、結果として手当が引き下げられた、いわゆるワーキングプアという状況に陥っている人もいます。

そこでちょっと聞きたいんですが、福祉事務所に母子自立支援相談員がおります。各種相談を受けていると思います。ちなみに、この自立支援相談員というのは、子育て支援総合コーディネーターの役割を果たしているのかなという疑問もあって、それもちょっとお伺いしますが、その上で聞きますけれども、この母子自立支援相談員というのが、実際、福祉事務所でどのような役割をしているのかということを少しお知らせしていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 福祉事務所には、母子家庭の自立支援相談員が1人、女性の方がおります。この方の業務につきましては、母親の就労支援、いろいろ対象者がおりまして、毎日相談活動、あるいは家庭訪問して相談に応じているようであります。また、子育ての件につきましても、私どもは子育てコーディネーターの一翼を担っているのではないかと考えているところです。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） ということは、子育て支援総合コーディネーターというものの設置そのものはしていないということですね。今言っていることはそういうことですね。

【健康福祉部長（笹森和雄君）「はい、そういうことです」と呼ぶ】

3番（市川雄次君） わかりました。では、その部分についてちょっとお伺いするんですが、この母子自立相談員に対する就業、要するに、いろいろと母子家庭世帯からの相談を受けていると思いますが、その相談内容というか、相談件数といいたまいますか、実際、この相談員に寄せられた中で、現状の制度の中で非常に苦しんでいる人たちというのはいるかと思うんですが、そこら辺の部分はどのような把握がされているかというのをちょっとお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） まことに申しわけありませんけれども、件数につきましては、今、資料を持っていないので、後日お答えしたいと思います。

相談内容につきましても、先ほど申し上げたとおり、その親子が生活していくためには、どうすれば自立していくのかと、あるいは経済的な相談、それから生活資金の貸し付け等の相談の内容となっています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） その児童扶養手当の減額というか、引き下げが行われたはずですが、平成19年度当初予算で、そのように説明があったはずなんですが、その結果に対する悲鳴といいたいまいしょうか、という部分は聞こえてきていないものではないでしょうか。今答えらなければ委員会のときでも、その部分を非常にちょっと注視していかなきゃいけないなと思ったところなんで、ちょっと聞いたんですが。では、今のは質問ではない形で終わらせていただきます。

あまり長くもやらないので、50分で終わってくれという要望がありましたので、あと6分ぐらいで終わりますけれども、いわゆる基本構想内で人口推計、先ほど市長の答弁もありましたけれども、人口推計というのはどのように実現させていくかというのが自治体で取り組むべき内容になっていくのかと思います。そのうち、ひとつ私は自然減と社会減というのがあるというふうに申し述べました。社会減については、今までもずっとありましたけれども、自然減について、自治体でどのようにとめていけるのかというのは非常に私は難しいのかと思います。ですけれども、じゃ、自治体で自然減をとめるためには、私は少子化対策のうち、やはり有配偶者の出生率をいかに回復させるかということが自治体に求められてくることだと思います。その上で、子育て支援のほうでやっている保育の助成かと、保育費に対する助成とか、そういうのがその一つのものだと思うんですが、ただ、一方で、先ほど来市長もおっしゃっているように、財源の確保というのが大きな問題だと思うんです。自治体の基本というのは、私は、福祉サービスの提供そのものが自治体のサービスの根幹にあると思います。その上で、この少子化対策についても、この少子化対策そのものが今後の市の住民に対するサービスのあり方の一翼を担うものであるし、そのあり方が問われてくると思っております。

ただ、先ほど市長もおっしゃったように、市単独でできることには限界があると、予算上ですね。先ほど来ております企業誘致についても、私はちょっと懸念があるんですが、ちょうど池田議員もおっしゃったように、綱引きという問題がある。佐藤議員でしたか、綱引きという問題が出てきました。私は、この少子対策についても、このままやっていけば、市間の綱引きの問題になってくるんだと思います。こっちはほうでは人口がふえて、あつちは減ったよと。先ほどの中でも、18年度ベースで、にかほ市の少子化対策に対する予算は19万何がしだと。低いところでは10万何がしだという話が出ましたけれども、お金をかけるにこしたことはないんじゃないでしょうかけれども、かけた、かけないによって、ここの人口がふえる、ふえないという綱引きになっていくのを非常に恐れているというふうに考えています。

そこで私は思うんですけれども、市単独でやっていこうと考えるから非常にお金もかかる、効果もあまり目立ってこないというふうになってくるんだと。介護保険なんかも、あれは保険事業ですから、また話は別なんですけれども、介護保険なんかも、広域でやっております。子育て支援の対策についても、私は少し広域で取り組んでもいいのではないかと考えています。

それで、先ほどの奨学金をどうして聞いたのかということ、にかほ市単独でやっていくものなのか。基金の運用ということもあるから、そこら辺もあるのかもしれないけれども、私自身はこの奨学金なんかも、本荘由利圏内で一つの制度としてつくり上げていくとか、あるいは医療費の関係につ

いても、本荘由利圏内で一つの枠組みをつくっていくとかということも可能性として考えられ得るのではないかと思います。本来ならば、秋田県全体でやればいいんですけども、県のほうの今の状況からすると、そういう方向には、今のところ、まだ進めそうにもないので、広域というものの考え方についての見解を最後にお伺いして終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、広域でやっているのは、御指摘のように介護保険、あるいはし尿処理とか、そういうことをやっています。また、ごみの焼却についてもこれから広域でやるという形で今進めておりますけれども、福祉関係についても広域でできるものがあるのかどうか、今、一例として奨学基金のお話がありましたけれども、果たして広域でやることによってどういうメリットがあるのか、私も、言われて、今ちょっとわからないんですけども、そのあたりも含めて、広域でやれることはやはり広域でやったほうがいろいろな面で、経費的な節減とかということにはつながると思うんですけども、そういうことも含めて、ちょっと考えてみたいと思いますので、今回は、そういう答弁で御容赦をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 確かに、メリット部分ですね、私も具体的には提示できないんですけども、ただ、一つ恐れているのは、先ほども言いましたように、綱引きになってしまうと。こっちは上がったけれども、あっちが下がったということで、全体として、地域の全体が下がっていくというのが非常に怖いので、何かバランスをとれば、それにこしたことはないのかなという意識でちょっとしゃべっただけです。答弁は要りません。以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、22番佐々木正己議員の一般質問を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 最初に、市のイベントについて伺います。

合併になってもうすぐ満2年になって、各いろいろな組織、団体、グループは、旧3町のものが相当一つになってまとまってきております。イベントではないかもしれませんが、過日行われました戦没者の追悼式、あるいは防災訓練、これなんかも市として一本になってきております。ただ、ソフト面と書いてありますが、文化的な、旧3町で従来やっていたいろいろなものについては、まだまだ旧3町のままでやっております。特に、先月行われました「三夜物語」、これなんかは3日連続、3カ所でやっていますし、これから行われます文化祭も、恐らくそれぞれ3カ所でやるのではないかと考えられますけれども、その辺のことについて、今後、市では一切手をつけないのか、あるいは手をつけて、いろんな組織やグループ等と同じように、ある程度一本化を目指そうとしているのか、その辺を伺いたしたいと思います。

この前、「三夜物語」が終わりまして、飲みながらでしたけれども、ちょうどこの話が出て大いに盛り上がったんです。合併したから当然一本でいくべきだと言う人と、いや、これは市の住民の楽しみでもあるし、そういった行事は従来どおりでいくべきだと、大変盛り上がりました。市のお考えを伺いたしたいと思います。

それから、イベントの2つ目ですが、トライアスロン大会が無事20回目を迎えて終わりました。これは、秋田県では唯一の大会です。東北ではもちろん、全国的にも相当有名になって、全国から選手が来ます。ことしも270人ぐらいでしたが、恐らく1割程度はにかほ市の選手ですが、あと9割方は市外、あるいは県外からの選手で、大変盛り上がっておりますが、残念なことに、若干選手の参加が減っております。

これは理由が2つありまして、1つは、前から比べまして選手層が全国的に薄くなっているというのが1つあるんです。ですから、なかなか当初のように、400人、500人の申し込みがあって、もう足切りが大変だという状況ではなくなりつつあります。それともう一つは、選手によって会場を選別するというふうに出てきております。つまり、同じ日にAとBの会場でトライアスロン大会をやると、選手はどちらがいいかと、どの大会に出れば十分楽しめて、参加費以上にもとを稼げると、そういった気分が味わえるかということで、大会を選びつつあります。これは従来からそうでしたけれども、これからは、選手層が減る中で、なおさらそういう大会の選別がますます厳しくなるわけです。

そこで伺いたいんですが、従来から、おかげさまで、トライアスロン大会には町時代から、市になっても、町のほうから助成金が出て、それで大変助かっているわけですがけれども、当初から見れば、いろいろな市の財政状況がもちろんあって、減額になっていくのはやむを得ないんですけども、それに伴って、トライアスロンの実行委員会では大変厳しい運営をしているのが現状であります。選手の参加費も年々上げないと厳しいと。それから、選手にサービスとして渡すものも、前はいろいろ山盛りになって、持って帰るのに選手が大変だというぐらい、両手に抱えるぐらいのお土産つきの大会であったんですが、最近ではそうはいかなくなりました。

ということで、実行委員会としても厳しい運営を強いられているんですけども、市のほうとトライアスロン大会の実行委員会の人たちと、どの程度市のイベントとして、将来どうもっていくかというような、そういった戦略会議とでもいうような会議は持たれていないと私は記憶しております。確かに、補助金は出す、それから当日のボランティアとして市の職員も大量に出てきます。ということで、そこそこ盛り上がりはいるんですが、どうもことあたり、ちょっと寂しいかなと。当然、実行委員会では、これからも頑張っって回数を伸ばしたいという意向を持っておりますが、そろそろ20回を機に、市のイベントとしてこのトライアスロンをどう持っていこうとしているのか、じっくり話し合う機会が来ているのかなと思います。ということで、トライアスロンに対する市のお考えを伺いたいと思います。

それから、大きい2番目ですけども、日本海沿岸高速道路についてであります。

今月の17日に今の高速道路が開通する予定ですね、大変結構だと思います。ただ、そこから先、にかほのインターチェンジから県境を越えて酒田のほうにつなぐ話が全く聞こえておりません。我々議会サイドも、遊佐町の議会と交流をして、話には出ますけれども、いかんせん、持ちこまがほとんどないと。全く新聞紙上、報道の情報を得て、それだけの話になっているわけで、市長サイドでは、当然、我々以上に豊富な情報をお持ちだと思います。これからどうしようかというようなことについても、山形県側も含めて、いろいろ多方面の情報を分析して、積極的な交渉に当たって

いると思いますので、その辺の交渉の今までの経緯、あるいはこれからこういったような方向に進むのかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、市のイベントについてであります。恒例の秋の文化祭は、合併当初は、それぞれの会場で、これまでどおりの開催としておりましたが、昨年からは一部の展示部門において、3地区合同で展示したもの、あるいは作品の展示も、本人の希望があれば3地区どこでも出品できるように配慮したところでございます。今年度は11月2日から4日までの3日間開催しますが、芸能発表部門は、仁賀保勤労青少年ホームで、展示部門についても、象潟体育館では菊花展、金浦公民館での秀作技術展、仁賀保公民館での絵画展、象潟公民館での写真と書道展など、部門によっては1カ所に作品を集めた方法で展示するという計画で今進めているところでございます。

今後でございますけれども、現在は展示の会場から多くの会場に分散しておりますけれども、将来的には文化施設がどうなるか、今は状況はわかりませんが、文化施設の建設なども踏まえて、市の芸術文化協会などと協議しながら、今後の文化事業のあり方、あるいは市民の皆さんにとっても、よりよい方法について引き続き検討してまいりたいと、そのように考えております。

夏の「三夜物語」でございますけれども、御承知のように、観光協会が主催するイベントでございます。当面は3地区での開催を継続するというふうに伺っております。確かに、他市町村からの誘客促進も大事でございますが、先ほど御指摘がありましたように、各地区・各地域住民が楽しむことも大変重要な要素でございます。祭りは夜間にわたることや、移動手段等の都合で、それぞれの地区での開催にしか足を運べない方々も多数おられることから、観光協会の考えのもとに、当面、3地区での開催計画を支援していきたいと思っております。

ただ、イベントの内容に重複しているものが多々ございます。ですので、これは検討課題であるとのことを共通認識しておりますので、三夜のイベントにはそれぞれの特色を持たせて、3日間通じて楽しめるものにしていくにはどのような方法がよいのか、今後さらに観光協会などと来年に向けて話し合いをしていきたいと思っておりますし、いろいろな創意工夫もしていかなければならないと、そのように考えております。

次に、トライアスロン大会でございますが、先ほど、これも御指摘のように、全国的に開催地が減少している傾向があるようでございます。遠方からの参加や専門誌への記事掲載、あるいはマスコミの報道により、にかほ市を全国にPRすることのできる大きなイベントと言えると思います。また、コース沿道での選手誘導等のボランティアには、その地区に居住する方々から御協力をいただいていることから、小さなお子さんから高齢者の方まで沿道に出て声援を送っていただいているところでございます。その点で、旧町の枠を超える市民の連帯感を創出できていると思っておりますし、中高生からも、多数のボランティアの参加をいただいております、大人と協力して一つの役割を担うという社会学習体験のよい機会になっているものと思っております。

このように、さまざまな形でさまざまな年代の市民が同時に参加できるイベントであります。こ

うしたことを今後も積み重ねながら、これからのまちづくりに大きな力になっていただきたいなど、そのように考えますので、今後とも支援はしてまいりたいと思います。

ただ、財政的にもやはり市としても厳しい状況でございます。大会実行委員会のほうでは大変苦労されていると思いますが、この辺についてもいろいろこれから協議をさせていただきたいと思えます。

市といたしましても、今後は、さらに市の観光振興の一環としてやはりホームページや報告などで積極的に宣伝活動を支援していきたいと思っています。支援しながら、何とか参加する選手の増大にも努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、これから来年に向けていろいろ話し合いが行われますので、議論をしてみたいと思えます。

どのような戦略会議が持たれているかということは、担当の部長からお答えをさせます。

次に、日沿道の整備であります。道路は、国民生活や経済活動などを支える最も基礎的なインフラであり、その整備は地域の産業や経済発展、あるいは活力のあるまちづくりや地域づくり、さらには救急医療や災害時における緊急輸送など、安全で安心な国土形成や、国民生活が約束されるための重要なハード部門の一つでございます。我々にとりましても、特に日本海沿岸東北自動車道は、関東圏や近畿圏などにつながる日本海側を縦断する重要路線であります。産業、経済、文化など幅広い分野での交流ネットワークを活性化いたしまして、地域発展への大きな役割を担う重要なライフラインであると考えております。

山形県との活動状況についてでございますが、秋田県と山形県、そして新潟県と3県がスクラムを組んで、毎年東京で日本海沿岸東北自動車道沿線市町村建設促進大会を開催しております。現在、建設中の本荘から岩城間、あるいは象潟・本荘間の道路建設をおくらせることのないように積極的な予算確保と、それから基本計画路線である酒田港インターから象潟インターまでの早期整備計画の策定と着工を強く中央省庁や関係する国会議員に要望活動を展開しているところでございます。

御承知のように、9月17日には、高速道路建設の新直轄区間として、全国で初めてとなる岩城インターから本荘インターまでの21.5キロと、一般国道7号として仁賀保・本荘道路12.5キロのうち、平沢漁港への入り口部分である両前寺地区までの11.3キロが暫定供用され、総延長で32.8キロが開通されることになっております。20年来の沿線市町村の悲願が一部達成されることとなります。今後、両前寺入り口から仁賀保インターまでの残り1.2キロを含めて、象潟インターまでの総延長14.9キロは、道路設計あるいは測量なども済んだところもございまして、あるいは用地買収も済んだところもございまして、年内には一部着工を予定している箇所もあると伺っているところでございます。

しかし、沿線地域住民が真に望んでいるのは、高速道路のネットワーク化であります。人、物、文化の交流を活発にし、災害時には国道などを補完し合う道路のネットワーク形成そのものでございます。本年も高速道路のネットワーク化の早期実現に向けて、11月には、先ほど申し上げました大会を - これが12回になりますけれども、12回の建設促進大会が開催されまして、中央省庁などに要望活動を展開していくことになっております。

さらに、遊佐町の動向や事情を考慮しながら、ともに手を携えて、県境部分の整備についても、

酒田市、秋田市、由利本荘市などの協力を得ながら、仮称日本海沿岸東北自動車道秋田・山形県境部建設促進期成同盟会を立ち上げたいと、そのように考えているところでございます。

しかし、先ほどもちょっと申し上げましたが、酒田港インターから遊佐インターまでの都市計画決定がおくれております。最初の段階では、ことしの2月か3月ころという話が7月になって、これまたちょっとおくれてるようでございます。ですので、今後、遊佐町とのさらに協議を進めながら、早期立ち上げに向けて努力してまいりたいと思っております。

また、秋田県知事も山形県知事と連携して、この県境部分の早期整備を進めたいという話も直接私も言われております。あるいはこの前、6月に開催されました夕陽ラインシンポジウムがございました、酒田で。この際にも、県境を、国交省の道路局長さんから現地を見ていただいて、いろいろ要望活動を展開したところでございます。何とか一日も早く、酒田港・象潟インター間が昇格になるように今後とも頑張ったいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） トライアスロン大会等の戦略会議というような御質問でございますけれども、ことしの5月の上旬ですけれども、このトライアスロンということに限ったわけではございませんでしたけれども、観光協会さんと商工会さん、それに、うちの商工課と観光課ということで、これまでこの四者の会議というのはなかったわけなんですけれども、新年度予算もついたというようなことで、新年度予算の有効な利用の仕方といいますか、それぞれの団体がぶつからないように、限りある予算を有効に使うというような会議でありましたので、特別各イベントについて協議したというわけではございませんでしたけれども、そういう初めての会議を開いております。終わった後も、有効な会議というようなことで、これからそういう会議を開いていこうというような話もしております。

そういうようなところも含めまして、今後観光協会さん、商工会さん、関係団体等へ呼びかけて、その中でも各イベントも、トライアスロンも含めたところのイベントについても協議できればいいなというふうに考えております。これから、ただいまの御意見を尊重しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） イベントです。従来どおり、これからも各地域のものは地域でやっていくということなようです。ただ、文化祭に関しては、文化施設が新しくできた段階で再度検討したいというようなことの答弁でしたが、それでいいのかどうか、確認をしたいと思えます。

それと、トライアスロン大会ですが、今、部長のほうからそういう会議を持ったということで結構だと思います。ただ、トライアスロンに関しては、やっぱり非常に規模的に、ボランティアの規模もそうですけれども、面積的にも大変大きい大会なわけで、これがなくなるか、今後も開催していくかということは、大変、市のにぎわいに関して、一つの夏の風物詩になっているわけです。いろんな「三夜物語」等、トライアスロン大会、夏は海開きをしますと、トライアスロン大会だというようなことで、ただ、さっきも言いましたけれども、若干寂しくなると。この辺で、選手の参加

の減少を食いとめるべく、ある程度 — 今、部長が言った、トライアスロン大会でないにしてもということでしたけれども、やはりトライアスロン大会一本に絞って、とりあえずトライアスロン大会はどうするんだというようなことを、実行委員会、あるいはいろんなボランティアの方、団体があるわけですね。当然、行政では消防ももちろん入りますけれども、医師会もあると。交通関係は警察もあるというようなことからして、そういった実行委員会と行政だけでなく、他団体、協力をしていただいているそういった団体、グループとの連携も含めて本格的な話し合いをして、市のイベントとしてどういう位置づけをして、これから名を売っていくか、さらに名を売っていくかというような会議をぜひ開いてもらいたいと思うんですが、もう一度市長のお考えを伺いたいと思います。

それから、高速道路ですけども、一生懸命働きかけるということで、これは従来どおりもそうだったわけで、当然働きかけがないと進まないのはわかるんですけども、何か昇格の感触ですね、大体いつころまでに白色から黄色になって、黄色から何色に変わるみたいな、そういったことを聞きたいので、その辺のことを持っていましたら、包み隠さず御披露いただきたいと思いますが。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 文化祭については、文化施設という話もしましたが、これは将来的な話ですけども、できた段階ですけども、これからも文化団体などと協議をしながら、市民にとってよりよい文化祭になるように協議を進めてまいりますということでございます。

トライアスロンの人員の参加減少をどう増大させるか、これは当然、それぞれの団体等と連携していかなければならないわけですが、市としては、これはあくまでも実行委員会がやっているトライアスロンですから、市としては、やはり観光振興の一環として行政としても支援していきたい。

ただ、いろんな形で、お金があれば参加人員がふえるというものではないと思いますし、どうするのか、私もちょっとわかりませんが、いかにすれば参加人員をふやしていくことができるのかは、これからいろいろ事務担当で協議をさせてみたいと思っています。

日沿道、はっきり言ってわかりません。今の段階では、今、整備区間ということに国交省も全力を挙げておりまして、なかなか県境の部分はまだ見えてこないというのが現状です。ただ、秋田県としても、よく私、言われるんですが、できるだけ早く県境部分の期成同盟会を立ち上げてほしいという要請は県からもされております。ですから、そういう立ち上げをしながらやってまいりたいと思うんですが、何しろ遊佐町さんがちょっとなんですよ。というのは、遊佐町の住民として、酒田港インターから遊佐町のインターまでの、今、話し合いを進めている中で、そこが決まらない段階で、じゃ県境の部分だけはいかないというのが遊佐町の住民の意見なんです。ですから、まずもう少し待つてほしいと、これが遊佐町の意向です。ですから、都市計画決定の形が見えれば、すぐ立ち上げの方向に行けるとお思いますので、こうした形を踏まえながら、早期に整備計画路線に昇格になるように頑張っていきたいと思っています。

【22番（佐々木正己君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の一般質問を終わります。

所用のため午後2時35分まで休憩します。

午後2時21分 休 憩

午後2時35分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 3点にわたって質問をします。

最初は、全国一斉学力テストの結果を公表しないほうがいいだろうということです。本年度の4月24日、全国の小学校6年生、そして中学校3年生を対象に全国一斉学力テストが行われました。これには66億円にも上る税金を使っています。このテストについては多くの反対や疑問の声がありました。愛知県の犬山市では、マル・バツテストではかれる力は得点力だけ、そもそも教育に市場原理を持ち込もうとしている。無益でなく、むしろ有害だとして、この調査に参加しませんでした。

東大の基礎学力研究開発センターのテスト前のアンケートでは、回答したうちの約85%が、全国学力調査は、この結果を教育の改善に生かす方法が整備されていないという問いに、「強く思う」「そう思う」と答えていました。これが約85%です。そして自由記述には、「一つの結果だけがひとり歩きし、学校の序列化や一面的な人間の価値づけの方向に進むのではないかと危惧する」、また、「公立の普通学級には、不登校児、特別な支援を要する児童が在籍しているが、競争心をあおることによって、それらの子供が大切にされなくなるのが心配だ」などの声がありました。

しかし、これは、ここで懸念されたことが、先取りして、東京都などに現実に出ています。特別な子供の答案用紙が抜き取られて計算に入れられなかったりということが出ておりますし、また、テスト最中に間違った答えをしている生徒のそばで正解を示唆する、こういうことが出ております。これが実施に当たっては、何よりも尊重されなければならない現場の教師や教育委員会の希望のないまま、一方的に調査を強行実施することは、民主主義を重んじる教育の現場にあるべきことでない、このように考えます。

このテストのねらいは、単に学力テストをやるということにとどまらず、大きなねらいがあります。4つほどあります。その第一は、当然、子供同士を競争させるということです。04年11月4日の経済財政諮問会議で、当時の中山文部科学大臣は、教育改革の方針の一つとして、競争意識の涵養、全国学力テストの実施を提案しました。この席上で中山文科相は、子供のころから競い合い、お互いが切磋琢磨する意識を涵養する、全国学力テストを実施すると、子供を競争に追い立てるのがねらいだと、あけすけに語っています。学力世界一とされているフィンランドでは、競争がありません。

第二のねらいは、学校選択制とセットで新自由主義教育改革の突破口とすることです。そのモデ

ルは、1980年代のイギリスのサッチャー改革です。安倍首相は、自分で出した「美しい国へ」という本の中で、サッチャー改革を壮大な教育改革と褒めたたえ、全国的な学力調査を実施、その結果を公表するべきでないかと。この学力テストには、私学も — 私立（わたくしりつ）の学校 — 参加させる、そうすれば、保護者に学校選択の指標を提供できると、ねらいを語っています。

規制改革・民間開放推進会議の第3次答申は、学力調査結果はあくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として学校選択のために基本情報となるものとして、結果の公表を求めています。さらに、児童生徒数に応じて、学校の予算を配分する教育バウチャー制度導入、これを目指し、その前提である学校選択制度を十分に機能させると述べています。学校選択制で、児童生徒が減る人気のない学校にとっては、予算削減に直結します。公教育に市場原理主義的競争を導入し、教育の質の低下と不平等を導くと言わざるを得ません。

第三のねらいは、国文科省による教育の管理と統制の新たな仕組みを確立することです。それは、計画 — これはプランというのでP、実行、実際に行うというので、ドゥーのD、その次が点検評価、これはチェックのCと、そして改善するのアクションのA — P D C Aサイクルと呼ばれる仕組みで、イギリスやアメリカで盛んに導入されています。国が計画と点検の権限を握ることで、少ない予算で強力に教育を管理するものです。学力テストはこの中の点検評価に当たります。

イギリスの教育改革は、ナショナルカリキュラム、全国統一のカリキュラムを定めて、各学校を激しい学力競争に向かわせ、学校選択制を導入し、児童生徒数に応じた予算を配分しました。こうした改革のことでナショナルテストの導入が必要だったわけです。そのイギリスでは、本当の学力とは違うのではないかと、テストと学校選択制でいいのかという声が高まり、ウェールズでは、ナショナルテスト廃止が決まりました。英国の公共政策研究所でも、昨年末発表した報告書の中で、イングランドの学校教育制度が一斉テストの結果を過度に重視している状況を批判しています。全国テスト導入のモデルになったイギリスでは、既にこのようにテスト体制の見直しが始まっております。

以上述べたように、競争をあおり、学校の序列をつけ、学校選択制度を取り入れ、予算面でも差別する、これが安倍首相の教育再生会議、文科省の全国一斉学力テストです。子供たちの学力の実態はどうなっているか、つまりいっているのはどこか、学習指導要領などの改善はどうしたらいいか、必要な予算はどこにかけるべきかなどを調査するのであれば、全国一斉の全員の調査は必要がないと思います。

そこで、質問の1ですが、全国一斉学力テストは、全国すべての学校でなく、抽出調査で十分その目的が果たされると思いますけれども、どのように考えているのでしょうか。

2つ目、全国一斉学力テストの実施を前にして、市として、昨年度末に事前研修を行いました。研修の目的は、全国学力調査の問題の特徴について理解し、解き方になれさせるなどということ、指導主事と呼んで話をさせています。実態調査であれば、自然体で実施するのがいいと思います。学力調査対策的な研修というのは、今後いろいろな形でエスカレートしていく心配があります。事前の対策的研修は必要がないと、このように思いますが、どうでしょうか。

また、全国一斉学力テストの実施については、現場や教育委員会の意見も求めないで急遽決めて、

上から押しつけてくる、このような状況でしたけれども、66億円もの予算を投入し、しかも、民間に採点集計業務を委託し、個人情報保護の面からも問題にされました。また、学力調査の採点が混乱しているということも報道されました。多くの問題を含んでいた今回の調査については十分な検証が必要だと思えます。

そこで、学力テスト実施後からこれまで、反省点や要望など、現場の教員の声はどのようになっているのかお尋ねします。

4つ目に、全国一斉学力テストの結果について公表は行わないなど、学校間の序列化や過度な競争につながらないように配慮、と文部科学省の説明書にありました。そして、教育長も3月議会で同じような答弁をしています。市として、全国一斉の学力テストの結果は公表しないとしています。その考えは変わらないかどうか、お尋ねします。

大きな2つ目ですが、学校の校務員、特に臨時で働いている人の勤務条件は、改善、そして充実すべきでないかということです。学校の土台となって子供、教職員のための働いている校務員の仕事は大変重要です。各学校の条件によっていろいろな面があると思いますが、朝、学校の校のかぎをあけるとい学校もあります。掃除、電話の取り次ぎ、印刷、教職員や子供との連絡、給食の運搬、校舎や校地の管理、環境整備、壊れたところの小さい部分の修理、そして校外へ用務 — 外勤などと言っていますが、このように多種多様な仕事があり、どれも欠かすことができません。市内各学校の校務員の身分は、正職員や臨時などさまざまな状況があります。この違いをどのように考えているか、お尋ねします。

それから、臨時校務員の勤務日数というのは、恐らく予算の関係だと思うんですが、年間何日、このように決めているようです。その勤務日数という根拠は一体何によって定められているのか、お尋ねします。

そして、臨時の校務員というのは、正職員の校務員が現に市内各学校に勤務しているわけですが、本来、正職員となるべきだと思うわけですが、急にできないにしても、それを目指しながら、当面は勤務日数をふやすべきだと思います。この点についてはどうでしょうか。

大きな3つ目です。この前の豪雨洪水の災害対策の課題、そして教訓についてお尋ねします。

8月21、22日の集中豪雨により、市内でもこれまで経験のしたことのない被害が続出しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。また、集中豪雨に対して、防災対策にかかわって取り組んだ方々の努力については高く評価するものです。被害や対策については、現在も進行中でもありますので、これまでに把握することのできた範囲で結構ですから、幾つかの事項についてお尋ねします。

1つ目は、今回の集中豪雨に際して、被害や問題が続出したわけですがけれども、市長を先頭に万全を尽くして取り組んだと聞いています。そういう渦中であって、消防署職員、そして市の職員、消防団活動など、困難点はどんなところにあったかどうか、お尋ねします。

また、報道によれば、自主避難ということもあったようですけれども、市民からの危険状況の通報、また、救援要請の件数などがあったかどうか。もしあったとすれば、それにどのように対応したか。危険状況の通報というのはかなりあったと思われそうですが、その対応についてもお尋ねします。

3 つ目ですが、冬になると屋根の雪おろしとか除雪などで、ひとり暮らしや高齢者世帯について配慮がされてきております。今回のような豪雨の場合、ひとり暮らしや高齢者世帯への対応はどうか、意識的に行われたのかどうか、そのような点についてもお尋ねします。

にかほ市としての防災計画も、今、つくり上げられるところというふうに思いますけれども、今後の豪雨や水害対策へ課題や教訓はどんなことがあるか、お尋ねします。

以上、3 項目について質問します。

議長（竹内睦夫君） これから村上次郎議員の質問に答えてもらいますが、報告いたします。先ほど中座いたしました消防長、それから消防本部総務課長が復席しておりますので、御報告します。では、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、私のほうから、学校校務員と、それから今回の集中豪雨による課題等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、学校校務員についてでございます。現在、市内 11 校に校務員として勤務されている職員は 26 名でございます。そのうち 12 名が臨時職員として勤務されております。正職員であっても臨時職員であっても、仕事の内容には大きな違いはありませんが、学校での仕事の重要性を認識しながら、日常の仕事に頑張っていたいただいているところでございます。ただ、現状としましては、合併時からそのまま引き継いでおりますので、まだ調整するに至っていないのが現状でございます。これからの課題だと考えております。

臨時職員の勤務日数の根拠ということでございますが、当初予算の算定に当たりましては、学校の長期休業日を除いた勤務日数によって算定をしております。学校の管理運営上、どうしても出勤しなければならない場合には補正予算で対応しているところでございます。

臨時職員を正職員にとの御指摘でございますが、地方公務員法では、臨時職員を正式任用する際には、いかなる優先権を与えるものではないとされております。したがって、職員として採用する場合は、一般職などと同様に、選考試験によることになるわけでございます。しかし、今日においては、行財政改革を強力に進めていかなければならない流れの中で、合理的な行政運営を行うためには、欠員のすべてを補充していくことは大変難しい環境にあると思っております。今後、正職員の異動なども含めて、正式任用の職員でなければならないのか、抜本的な検討を行っていくことも必要であると思っておりますが、現段階では、臨時職員であっても校務員としての仕事の重要性を認識されて、頑張っていただけの方をお願いをしまいたいと思っております。

次に、災害対策についてであります。今回の災害は、記録的な集中豪雨で、短時間で河川などがはんらんいたしまして、住宅への浸水や、農地などに大きな被害を与えたところでございます。また、災害も多く場所で同時に発生したことは、今回の災害の特徴ではなかったのかなというふうに思っているところでございます。

災害時においては、市民の皆さんや消防団、そして消防職員や市の職員が協力しながら、それぞれの事象に対応するために最大限努力をしてきたと考えているところでございます。今後の災害復旧については、さきの議員の質問にもお答えしているように、復旧に向けて全力を傾注してまいり

たいと、そのように考えているところでございます。

御質問のそれぞれのことについては、担当の消防長、あるいは担当の部長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうから、全国学力調査に関する質問にお答えいたします。

最初に、抽出調査で十分目的が果たされると思うがどうかという御質問でございますけれども、御承知のように、文部科学省では、この調査について目的を2つ掲げてあります。1つ目は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るというものです。この目的だけであれば、私も抽出調査でも、国としてはおおむね把握できるのではないかというふうに思います。思いますけれども、2つ目に、「各教育委員会、学校などが全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る」とうたわれております。この調査で、各学校や地教委が児童生徒の実態や課題を把握して、主体的に指導や学習の改善につなげていくというふうなことも求められておるとい状況ですので、きめ細かな実態把握とか、分析をしていくためには、全児童生徒を対象とした調査は必要なのではないかなというふうに思っております。

次に、事前研修の必要はないと思うがどうかということでもありますけれども、いわゆる事前研修というものは行うつもりは持っておりません。ただ、この調査の結果を把握して、課題や改善方法などについて、校内研修とか学力向上委員会などで検証して、今後の指導方法などの改善に役立てていく必要はあるというふうに思っています。

次に、現場の教職員の声はどうなっているかということもございますけれども、まず、今回の調査の日程に関してでございますけれども、4月は小学校で運動会を多く開催する学校がありました。中学校では、ことしは国体開催の関係で、いつもの年より春季大会が早く行われたということで、そういう大会が迫っていたために、このような諸行事と重なり、実施するのが大変であったという声があり、忙しい時期の実施に先生方は負担を感じていたようであります。

次に、調査内容についてでありますけれども、知識問題に関しては、日常の学習の積み重ねが反映された適切なものであったということ、活用問題に関しては、読解力や応用力が広く試さるもので、このような問題になれていない子供たちにとっては、かなり難しいものであったというふうな感想がございました。

また、調査結果の公表に関しては、学校の序列化につながるような公表はしないようにしていただきたい、県レベルの公表で十分でないか、調査の目標に沿った好評の仕方にしてもらいたいというふうな声がありました。

それから、調査結果の把握とか、今後の対応についてでございますけれども、児童生徒に対して、身につけていきたい力について具体的に考える材料になったということや、今後、課題や取り組むべきことを明確にして学力向上につなげていきたいと、そういう声がございました。

次に、市として結果の公表はしないという考えは変わりはないかという御質問でございますが、

前にも申し上げましたように、市や学校ごとのいわゆる点数の公表は行わないと考えております。

また、今回の児童生徒の結果を学校から保護者にどのようにして返していくかということも非常に重要な課題になっているかなととらえておまして、各学校の共通認識のもとでの対応というのが必要ではないかと思っておりますので、今後の校長会などで協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 豪雨、洪水の災害対策の課題と教訓についてということの質問であります。これにつきまして、 、 、 を含めてお答えしたいと思います。

21、22日の水害被害については、さきに報告したとおりであります。消防本部としては、主に、人的被害、また、住家、非住家の浸水について調査しております。床上浸水については、住家の床より上に浸水したもので、半壊には該当しないが、土砂等の堆積により一時的に居住できないものとして被害数字を出しております。

今回の集中豪雨により、短時間での河川の増水、住宅地の浸水等が発生するというにかほ市の特徴的な災害でありました。このために、多くの場所で同時に災害が発生しております。この災害に先駆けて、消防本部では警ら隊を出して警戒に当たっておりますが、災害地域が多く、一部対処し切れない地域もありましたが、それらの地域については、消防団、市職員が対応に当たりました。

災害現場指示ではありますが、災害現場が収束するまでに現場指揮をとるのが通例ではありますが、災害が多発しており、状況を踏まえて、消防団、市職員に指示を与え、次の現場へ転戦を余儀なくされております。消防団員も、平日という参集条件の悪い中で、最少人員でありましたが、積極的な災害防御を行ったと思います。

消防本部では、8月21日には、豪雨関連の通報は5件、22日は8件の119番の通報を受理しています。内容は、主に水が出てきたので何とかしてほしいというものでした。通報がありました件については、すべて消防車両、一部個人の車で現場に行き対処しております。8月22日に避難指示が2件、危険だということで指示をするわけですが、どうしても従わない人もいたということでしたが、多くの市民は今回の水害に冷静に対処してくれたのではと思います。

これからの課題ですが、消防団員多数の早期の参集、早期の情報伝達、早期の災害調査への着手、市民への情報提供、強制的な避難誘導も必要となってきます。

課題と教訓ということで、また触れますが、一度に災害が多発した場合の消防本部と市職員の連携のとり方、災害本部、消防本部、現場本部との情報の交換、どこにどのくらいの水が出ているかというような情報の交換が必要だった。それから、市街地の被害場所がある程度特定できることから、これから迅速に対応する基準、例えば雨量判断、雨がどのくらい降るからということとその基準を設けて活動をとることが必要になってくるのではと思いました。

また、教訓ですが、日中消防団員は集落にいないものとはばかり決めつけていたんですが、21日には96名、22日には235名の消防団員の出勤人員を見ており、計331名が出動しております。交代制勤務で休んでいる団員が数名いたということで、それらの団員をもっとうまく使えば、これまで以上の災害防御ができるのではと思いました。また、鳥海山と平地 — 平地というのは、住宅

等、里山とも言うんですが、平地に降る雨の違いによる災害の区別の判断が必要であると、今回の水害は教えてくれました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私から、対策本部としての立場でお答えしたいと思います。

2つ目の、市民からの通報等の件でございますけれども、本部で把握している部分については、河川の増水、河川のはんらん、また、道路の土砂崩れなど、被害通報、また、住宅への浸水に対する救援要請など、230件ほどございました。また、被害以外には、雨がやんだ後ですけれども、消毒の要請件数が22件ほどございました。さらには、災害が発生している時点ですけれども、マスコミからの電話取材も結構ありまして、その対応についても難儀したところでございます。

それを受けて、本部としての対応としては、災害時における応援体制ということで、建設業協会と協定を結んでおりますので、それぞれの仁賀保、金浦、象潟の幹事の建設業者さんのほうに土のう積みなどの要請を行っていたところでございます。

それから、今後の課題、あるいは教訓等については、すべてについてまだ検証が終わっているわけではありませんけれども、現時点で、私、考えている点、3つほどございます。

1つは、先ほども申し上げましたけれども、情報が約230件ほどございました。その中では情報の混乱もありましたし、重複の情報もありました。このため、市民からの情報の受け手側として、また、情報収集に当たる側として、最低限度の必要な情報事項をマニュアル化しまして、混乱のないように努めたいと思っております。

それから、2つ目として、マスコミに対する現状の公表、あるいは取材に対する対応ですけれども、警察、消防署、市それぞれにさまざまな報道機関から取材がありまして、一時その情報に違いが生じた時点もありましたので、その辺の情報管理の一元化を図っていきたいと思っております。

それから、3つ目としては、今回、短時間に集中的な豪雨のため、多岐にわたって、各方面からの被害通報が一斉に寄せられました。このため、一時期情報収集、あるいは現地調査において、職員の数が足りなくなった場面もございました。今後においては警戒部を設置した段階で、直ちに情報、あるいは現場調査の範囲を定めまして、後で支援チームというふうなものを立ち上げまして、災害の大きな場所については、こちらから出向いていったわけですけれども、そういうふうな体制をしきながら、所期の情報収集、現場調査に当たりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次の答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） このたびの集中豪雨に際しましては、民生児童委員、それから集落の会長さんを中心にして構成されております災害時ネットワーク体制の連絡網を活用いたしまして行動していただきました。災害が発生すると予想される場合、我々の部では、まず第一に、高齢者等の弱者の状況把握が緊急の業務となります。行政のみで状況を把握するというのは到底不可能でありますので、地区の担当民生児童委員、自治会長、あるいは自主防災組織の組合長さんからの正確な情報が重要になってきます。このたびは、住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先、担当民生児童委員などの情報を記載しております高齢者見守りネットワーク台帳、これをいきいき長寿支援課、社会福協議会、消防、民生児童委員で毎年新しい情報に更新の上、共有しております

ので、これらの台帳に基づきまして、社協、担当地区の民生児童委員、集落の会長さんにいち早く行動していただき、状況を確認していただきました。

このたびは、近年にない集中豪雨でありまして、ひとり暮らしの高齢者にとりましては大変不安な時間を過ごされたものと思います。これからの課題といたしましては、被害が、ひとり暮らし高齢者に及んだとき、または及ぶおそれのあるとき、ネットワークが十分機能を発揮して、避難とか誘導とか、これらを実践できるかどうか、いま一度検証しておかなければならない課題だと思っております。

今回の水害を教訓にいたしまして、水害対策のみならず、あらゆる非常時に備えまして、ひとり暮らし高齢者及び要援護高齢者世帯への見守りネットワークを整備しながら、その体制をさらに強化いたしまして、不安解消に努めてまいりたいと思っております。

今回の災害におきましては、ネットワーク台帳を整備して共有していたことによりまして、非常時での連絡活動に大変有効活用されたことを確認しております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） それでは、3項目目の、今、答弁をもらいましたけれども、高齢者見守り台帳、そのネットワーク、この点についてお尋ねしたいと思います。今回の集中豪雨で実際問題として、この台帳で、ひとり暮らしや高齢者世帯の確認をした、あるいは状況が危なかったとか、あるいは大丈夫だと、そういうふうな具体例があったら、すべてということではなくて、一、二、お知らせ願いたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 具体的な状況といたしましては、象潟地区におきましては、山間部あるいは上郷地区などへの調査を社協で行いまして、安全を確認しております。

それから、金浦地区におきましては、社協と民生児童委員、それから集落会長、それから市のサービスセンターとで調査いたしまして、情報を収集いたしました。この際、床下浸水のおそれがあるために、1軒の避難を検討いたしましたけれども、水が引き、安全な状態となったので、それ以後は社協のケアマネジャー、あるいは集落会長、市役所のほうで見守ることにいたしました。

それから、仁賀保地区におきましては、鈴、釜ヶ台地域を社協で確認しております。その際、冬師で小屋が流されたということでしたが、家族で避難対応いたしております。

主な事例は、連絡があった事項については以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 3項目目については以上です。

最初の学力テスト関係について若干お尋ねします。

最初に、現場の教員の声というので、幾つか分野ごとに挙げたわけですがけれども、これは市独自ののか、あるいは県全体、あるいは文科省の関係で、実際その声をまとめるというふうに言われてやっているのかどうか、そして、この声がどういうルートで、どこまで届くのか、その点についてひとつお尋ねします。

それから、もう一つですが、一斉調査でなくともいいのでないかという件についてですが、教育

長の認識では、1項目目については改善を図るという面であれば、そうでなくとも、それから、実態把握等については全員必要なのでないかというふうに答弁があったように思うんですが、この全国一斉にやるということと、それから学校選択制と、それにかかわる予算、これが連動していくと、ここで直ちにというふうではないわけですが、東京都の足立区の例がよく新聞などで出ていますけれども、評価の結果、ある学校には新しい入学生が一人もいなかったというふうな事態が出たりしているわけで、そういう流れの中でこの学力調査が行われているという点についての認識はどのようなものか、その2点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） まず、1点目でございますけれども、どこからも職員の声を取れというふうな依頼は出ておりません。正直言います、村上次郎議員から御質問を受けまして、我々も職員の声を聞いておりませんでしたので、全校にその旨を伝え、声を聞かせていただいたというものでございまして、その声は、にかほ市の教育委員会で今後に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、この全国学力調査に対する認識の御質問でございますけれども、私は一番には、OECDで行っている国際学力調査の結果が、特に読解力とか活用の面で成績が落ちてきたというふうな結果がまず第一にあって、そのためには、やはり今は、国際的な人材を育てていかなければならないという観点から、国のほうでも、それじゃ実態はどうなのだということで、この学力調査をして、そういう力をつけるためには、どのような指導をしていけばいいのかということを図るために、この学力調査を行ったという認識で、その足立区の学校選択制とか、そういうものについては、私はあまり、そのせいでこのテストが始まったというふうな認識は持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の関連ですが、やっぱり現場の声を聞いて、それを反映して、そして上部に届けて、全体として改善をしていくと、こういうのがこの種のルールではないかというふうに思いますので、単独で、にかほ市だけでなく、各教育長会議等で県教委等でまとめ、そして国に、文科省にこのことについても意見を述べていくと、こういうふうなことが必要なのでないかというふうに思いますので、その点についても後で答弁をしていただきたいと思います。

犬山市で文科省のテストをやめたというのは、競争意識涵養を言った後に、課題を把握し改善を図るというふうなことが出てきているので、これはもう本来の学力テストでないというふうになっているわけですが、今、OECDのテストの話がありましたけれども、学力世界一になっているフィンランドの条件整備というのが、これはやっぱり基本的に重要なのでないかというふうに思うわけです。そういうことも含めて、今後、県教委、教育長会議等で意見を述べていくというふうな必要があると思います。

例えば、1学級のクラスの人数の平均、フィンランドの国語の場合ですが、平均が19.5人、日本は1クラス38.8人というふうなことや、学級規模を小さくするほうが、すぐれた教師と子供との関係がうまくいくというようなこと、それから、授業、教材、給食、通学、医療など、学校教育にかかるすべての費用は無償であるというふうなことなども意識しながら、今後いろいろ条件整備をし

ていってもらおうという観点で意見を述べていくべきだと思うので、その点について、機会があったら、話をしていく、そういうつもりがあるかどうか。もっとも、全然聞かれないので、話をする場がなかったというふうなことがあり得るんですが、本来は、これほど — 大規模に実施したわけですから、当然、現場の声を聞いて、それを今後に生かす、これも改善の一つになるかと思うので、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） もろもろの声をどのように反映させていくかということでございますけれども、まず、県の教育長会議などでも意見交換の場はございます。それから、市になってから、都市教育長協議会というものもございまして、そこで、いろいろと、何といたしまして、条件整備なども含めて、全国的な課題が主になりますけれども、そういう意見を言う場もあります。私は、全国の会議には、まだ出席していませんけれども、各地教委に意見・要望など聴取しに来ますので、そういう機会にでも、いろいろな総合的な面から見た条件整備というのは今までもやってきたわけで、そういうものを通して反映をさせていければいいのかなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 次に、学校校務員の関係でお尋ねしますが、最初に、勤務日数、これは長期休業日を除いた日数というふうにしていますが、教職員の出勤日数は何日で、今の臨時の人の日数は何日で、そして、正規の職員は、それじゃ何日出勤して仕事をしているのか、この点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） お答えします。職員と教職員の勤務日数は暦どおりといたしますか、法どおりでございまして、臨時職員は、当初は260日ということで積算して算定しております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 臨時職員が260日で予算をとっておるのですか。何か実態と大分違うような感じがします。もちろん、今、手元に資料がなければ、今、答弁をもらわなくても結構です。でも、質問通告には何日という根拠と出していますから、いろいろなものを検討して、当然何日と出てくると思うので、質問しているわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 訂正いたします。210日です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 私、さっきカレンダーを見て計算したら、土日とか祝祭日を除くと、年間の勤務日数がたしか247～248日、職員のです。ですから、もし、最初に答えたように260日であれば万々歳ですので、これでいってもらうのがいいかなというふうに思っています。その後、210日にちょうど減ったようですけども、実際は、校務員の場合は220日というふうに聞いております。220日として聞いております。男性の賃金が1日7,200円で、女性が5,750円というふうにはですが、この長期休業日を除いた日数というのは、職員も長期休業日であっても、特に中学校は部活動、ほとんど毎日出ています。土日もやっています。それから、小学生でも、今は、スポーツ、あるいは

文化活動等もあります。そして、当然のことながら、かつての職員と違って、今は夏休み、冬休み、長期休業中も原則として出ております。そうすると、当然、外勤とか、この機会にやっておかなければいけない草取りとか草刈りとか、そういう仕事が夏分はあるし、冬分は除雪関係とかあるわけです。ですから、長期休業の日にちを除いた日数を勤務日数にするというのは、現実とは合わないのでないか、こういうふうに思うわけです。現に、予算要望しているある学校の例だと、最低でも227日は欲しい、これにプラスして20だと。ということは、247ですから、職員と同じ日数は出してほしいと。特に3月の年度末なんかは、職員の異動とか、教室の物の物品の移動とか、掃除とかいろいろあるわけです。ですから、現在の勤務日数220日だと思うんですが、これでは間に合わないと、こういうふうに考えているんですが、仕事の実態とこの日数と合うのか、合わないのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 学校によってそれぞれ事情が違います。今の勤務日数で、本来であればもう少し来てもらいたいんですけども、何とかかんとかやりくりしているという学校と、やっぱりどうしても環境整備に人出がかかって、もうちょっとできれば欲しいと、要望を受けている学校がございます。

ですから、やはりその辺のところをもう少し教育委員会としても、弾力的にというか、めり張りをつけたものにしていければ、ある程度学校の要望に、もう少し今よりはこたえていけるのかなという認識は持っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） これは、たしか、去年の議会の教育民生委員会でも、金浦の中学校の用務員が夏休み出られなくて、草を刈るのが大変だと。仕事はあるし、しなければいけないのに出られないと。こういう悩みなんです。環境上も非常によくはない。ですから、日にちで切って、休業中は出なくてもいいというふうにすると、その間に草のほうはたくましく成長すると、こういうふうな状況で、現実には合わないわけです。年度末もそうです。冬も同じです。ですから、これは、会議のときには、学校の要望があれば、若干上乘せしてでもというふうな話でしたけれども、それが新年度になったら、また去年と同じ日数というのでは、全然進んでいないわけです。これは市長のほうに聞きたいわけですが、こういう、今、話を聞いただけで、若干内容がわかったと思うんですが、この日数をどうしてもふやしてもらう必要があると思うんですが、どのような認識か、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） すみません、さっきの件なんですけれども、当初予算はそのとおり、スタートはそういうことでスタートしていますが、やっぱり現状にどうしても必要な場合は補正で対応していただいて、つけていただいて、出勤してもらっているということもございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 必要なものは当然これはつけなければならぬわけでございまして、これは、十分教育委員会のほうと協議をしながら検討してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） さっき金浦の例を出しましたけれども、金浦では、合併前は、臨時の校務員であっても、夏・冬の手当、これも出ていたと。合併したら220に統一されたと。ある学校は220日全部使われないと。なぜかという、学校行事のときには特に出てきてもらわなければいけないというようなこともあるので、220日を残しておいて、行事のときにそれを当てると、こういうふうなところもあるわけです。

しかも、ちょっと問題だと思うのは、この事例ですか、任用通知書には、勤務しない日というのは、「学校休業日は勤務を命じた日以外は勤務をしないものとする」、括弧して「夏休み等」とあります。それで、では、勤務を命じたら勤務できるかというふうに聞いたところ、予算の範囲内だと、こういうふうに言われたというわけです。だとすると、これは、書いているものとは実態が合わない、こういうこともあるわけです。さっき話したように仕事はたくさんある、仕事はしなければいけない、したい、これができないと。

もう一つの問題は、任用期間が4月1日から9月30日、それから10月1日から3月31日、こういう期間になっていますが、夏・冬長期休業中は勤務できないわけです。ある人は、ですから、夏、8月の給料が3万円ぐらいしか来なかったと。これじゃやっていけないというので、アルバイトをする。となると、こちらのほうから — 当局のほうからは、この期間が半年半年で1年だから、この間は市の職員と同じようにアルバイトなどはしていけないと。これは新たなワーキングプアをつくっているというふうに言っていた人もおりました。こういう実情なんです。ですから、長期休業を除いた勤務日数ではなくて、仕事の実情を考えて、少なくとも、最低の要望があった日にちの上乗せをする、そして、さらに学校の実情に合わせては、その学校によっては、外の仕事が多い場合もあります。そういうふうなやり方をしなければいけないと思うんですが、再度、その点について、今、市長は、必要なものはやっていかなきゃいけないという答弁でしたから、これは大変前向きでよかったと思うんですが、これは十分教育委員会と協議をしながら、補正予算というのは今回出ていないでしょ。そうすると、動きがとれないわけです。ですから、今後の見通しもあるわけですが、弾力的に運用するとか、そういうことも含めて、ぜひこれは上乗せをして、安心して働ける、環境もよくする、こういう状況にする必要があると思うんです。現に、正職員の学校が約半分ですよ。 — 半分はないな。6校が臨時職員の学校です。そのうち、1名だけ、正職員という学校もあります。そこの差が歴然としているわけです。ですから、これを少しでも埋めていくと、こういうふうな必要があると思うので、再度答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 我々としても、臨時職員しかいない学校については、やはりもう少し学校に現実に沿った配置をしていかなければならないというふうな認識を持っておりますので、先ほど市長もおっしゃったとおり、市長部局とも十分協議しながら、今よりも、ちょっと充実したものにしていきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） もう一つつけ加えておきたいと思うのは.....

議長（竹内睦夫君） 時間が迫っておるそうなので、簡潔に。

12番（村上次郎君） はい。時計を見ております。

ある学校の場合、グラウンドの — グラウンドというのは普通何も草がないですよね。ところが、ある学校の場合は、野球部の練習している場所、これは野球部が草むしりをしたと。サッカーをやっている場所、これはサッカー靴で辛うじて草が生えていないと、その他は草ぼうぼうと。来年度、運動会どうなるか、非常に心配している。ここの校務員の場合もやっぱり臨時なんですよ。ですから、そういうところもあります。

それから、もう一つ、試算しましたが、1つの学校で2人の臨時職員を1日頼めば1万2,950円です。これを6校頼めば — 2人ですから、1万2,000円 — 6校で同時に頼めば7万7,000円、8万円足らずです。これの10日くらい乗せても80万円くらいです。その程度の手当は最低でもやって、何とか積極的に上乘せをしていってもらいたいと思いますので、ちょっとくどいようですが、もう一度答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 市長。

市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたが、必要なものについては予算化に努めたいと思います。教育委員会、市長部局とよく相談をしてみたいと思います。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後3時34分 散会